

議会改革特別委員会

令和 7 年 3 月 1 4 日

葛 城 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和7年3月14日（金） 午後2時00分 開会
午後5時23分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 西川善浩 |
| | 副委員長 | 柴田三乃 |
| | 委員 | 坂本剛司 |
| | 〃 | 杉本訓規 |
| | 〃 | 吉村始 |
| | 〃 | 松林謙司 |
| | 〃 | 谷原一安 |
| | 〃 | 川村優子 |
| | 〃 | 西井覚 |
| | 〃 | 藤井本浩 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| | 議 員 | 増 田 順 弘 |
| | 議 員 | 下 村 正 樹 |

5. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 板 橋 行 則
書 記 岩 永 睦 治
〃 西 邨 さくら

- ## 6. 調査案件

- (1) 市民懇談会について

- (2) 議会議員が委員となる各種委員会等について

開 会 午後2時00分

西川委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。本日は、中学校の卒業式に、皆さん、行っていたいて、ご参列をしていただいたと思うんですけど、新庄中学校が228名、白鳳中学147名の卒業生がおられました。私は、白鳳中学のほうに今回参列をさせていただいたんですけども、本当に卒業生の方の挨拶のところで、入学式のときは、みんな、コロナ禍でマスクをしていて、本当に不安の中、先生方もマスクをして、友達もマスクをして、各小学校から来るからもう誰が誰かも分からない状態で、不安の中いっぱいやったけども、やっぱりこうやってみんな卒業できて、本当にいろんな思い出がつくれてよかったということが、本当に僕は印象的でありました。やっぱり、この子たちのためにも、僕たち大人がしっかりと、議会も通してですけど、この葛城市の未来をしっかりとつくってあげていける必要があるのかなとつくづくそう感じたところでございます。本当に今日はもう愛と、そして感謝と、そういう満ちあふれたその場におれて、本当に僕もうれしかったなというところでございます。

そのためのこの議会改革、議会をうんと魅力あるようにしていくため、この議会改革を通して皆様にご協力いただき、闊達なご意見をいただければなというところでございますので、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、委員外の議員のご紹介をさせていただきます。下村議員。増田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件1、市民懇談会についてを議題といたします。

令和7年2月17日から18日にかけて、議員全員で県外視察研修が実施をされました。その研修内容は、これから協議いただく市民懇談会について、先進的な事例を学んでまいりました。研修にご協力いただきました舞鶴市と京丹後市で学んだことをそのまま葛城市に取り入れることもよいと思うのですが、両市の成功事例を参考にして、葛城市独自の運営方法を模索し、確立していければなと、それが理想ではないのかなというふうに考えているところでございます。

本市の次回の市民懇談会において、生みの苦しみではございませんけども、議員皆様のお知恵、またお力をフルに発揮をしていただき、市民の皆様にも評価していただける充実した市民懇談会になりますよう、よろしくお願いをいたします。

昨年の8月に開催をさせていただきました市民懇談会の後に、反省また検証ということで、本委員会を開催をさせていただきました。その中で、次回の開催に向けて、いろんな課題を挙げていただきました。

その中でも、現在において、注意点として意見の中で上がったことが、1番、開催に係る広報周知について、議会だよりに掲載すべきであったと、またチラシによる周知も必要であったのではないのかということも挙げられました。

2 番目に、次回開催に向けて事前に準備をし、予算の確保も必要であったのではないかと。

3 番目に、常任委員会と特別委員会で4つの項目について報告をさせていただきましたけれども、もう少し項目を減らして説明をしたほうがよかったのではないかとということも挙げられました。

そして、4つ目なんですけど、常任委員会の報告は、行政側の事業内容を説明をするだけで、そこにどのように議会が関与をして、行政側が議会の意見を受けどのように対応したかというところを、あるんですけども、しっかりとそこを説明しきれなかったという、以上の4点の反省点がありました。

この注意点を踏まえて、次回の市民懇談会を開催するとすれば、10月に我々の市議会議員の選挙がございますので、その前で、また9月議会前の開催となることから、先日開催をしました委員長会議の中でも、7月末から8月のお盆までの間で開催する方向で検討してはどうかというふうになりました。また、開催会場については、前回同様の中央公民館で、開催回数も前回と同様で1回で検討をしていくことと確認をさせていただきました。

それでは、まず、会場の確保について、先に決めとかんと影響があると思いますので、方式もそうなんですけど、どの方式にするかもそうなんですけども、まずは会場の選定についてちょっとご協議いただけたらと思います。委員長会議の中では、中央公民館のところさせていただくというふうにさせていただいておるんですけども、それで、よろしいでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

西川委員長 異議なしということでよろしいですか。

そこで、もう日にちのほうで、委員長会議の中では、二部制でやったらどうかという話もありました、実は。ただ、時間の今、空いている状況をちょっと事務局のほうに確認をさせていただきました、中央公民館での。そのことをちょっと事務局のほうからお願いいたします。

板橋事務局長 それでは、議会事務局のほうから説明させていただきます。

中央公民館の小ホールの空き状況なんですけれども、7月中旬から8月の頭ということで、条件で聞かせていただいたところ、まず7月21日、これは月曜日なんですけども、祝日となっております。21日は朝から夕方まで空いていますという返事をいただいております。次に、7月26日土曜日、こちらは土曜日です。これが午後1時から午後5時まで。もう一つが、8月9日、これも土曜日です。午後1時から午後5時まで空いておるということでございます。

小ホール以外でどこか控室みたいなのが空いているかというふうに問い合わせさせていただいたところ、7月21日につきましては、比較的貸館が少ないというのは確認させていただいておりますが、残り7月26、それから8月9日については、貸館でほかの部屋はいっぱいと、部屋はいっぱいということになっております。

以上です。

西川委員長 報告をありがとうございます。

今、報告があったように、21日は終日といいますか、夜は空いていないんです。9時から

5時までなんです。26日が13時から17時までのお昼の時間、8月9日が13時から17時のお昼の時間ということです。この日にちなんですけど、先ほどもちょっと言うたんですけど、二部制にしたかどうかという委員長会議でもあったんですけども、そのときには夜の開催と昼の開催というところで考えていたので、こうなれば、やはり一部開催でということにさせていただきたいなというところではあるんですけども、日にちについては、皆さん、どうでしょうか。この21日、26、8月9日。もうこれ、どれでも。まず、時間帯もそうなんですけど、時間帯はやはりお昼からになるかなと思っております。

今のところ、私たちの間では少しでもちょっと早いほうがいいのかなと思ってまして、7月21日の海の日を第1候補としてちょっと考えさせていただけたらなというところなんですけども、それでよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

西川委員長 そしたら、7月21日の、時間はまた、お昼からですけど、時間のほうはまた後々決めていくことにしまして、7月21日の月曜日、祝日海の日に決定をさせていただきたいと思います。

（「はい」の声あり）

西川委員長 それと、懇談会の方式のやり方ですけども、舞鶴、そして京丹後市で研修を受けさせていただいたグループ形式でというふうには考えて、正副の中ではそういうふうな形で1回考えてやってみようではないかというふうに考えておるんですけども、これについて皆さんの1回ちょっとご意見をいただきたい。研修に行っていたいので、それについてちょっとご意見をいただければなというところでございます。こういう問題、課題があるんじゃないかと、こういう形でしたほうがいいんじゃないかと、その辺のほうをちょっとご議論いただければなと。正副のほうでは、一旦グループ形式で1回やってみてもいいんじゃないかというふうには思っておるんですけども、どうでしょうか。ご意見。

谷原委員。

谷原委員 私もグループ形式で、政策を形成していくために議会が果たす役割というのはあると思うんですが、市民の方と一緒にそういう政策を形成していけば、市民の方も協力していただく中で将来のことがやっていけるのかなというふうにも思いますので、市民の中にも、そういう政策について議会が市民の声を聞いて形成しようとしているということであれば、市民の中からも、回数を重ねるに従って、行って、こういう意見を言ってみようじゃないかというふうなことも出てくるんじゃないかと思うんです。

議会からの報告は、舞鶴か京丹後かどちらか忘れましたが、議会だよりをもって、懇談会というかそういうグループワークみたいな後にやるということで、そうすればあまり意見も、批判的な意見がそこでどんどん出てくるというふうなことにはなかったと。こちらの負担も楽かなと思うので、議会からの報告も私は要ると思うんです。全くなしで、懇談だけで、こういうのもちょっと物足らないので、やっぱりそこはやっぱりいいと思うんですが、基本はそういうグループ形式で市民の方々の意見を聞いていくと。

それはなぜ思ったかという、この間の総務建設常任委員会のときに、やっぱり観光政策、

これは遊休地とかの農業関係もそうだし、山麓地域のこともそうなんだけど、今、葛城市の観光戦略、観光ビジョンが見えない中で、議員のほうは結構いろいろ思っていることが多いんやけれども、多分市民の方の中にもいろいろとそういう意見を求められたらおっしゃる方もいらっしゃるだろうし、そうすれば地域の農業者の方とか、あるいは観光ボランティアガイドの方とか、そういう団体の方にも声をかけられるし、そこから意見をしっかり集めて、議会がそういう政策提言をやり始めると、行政のほうもやっぱり動かされていくのかなというふうなことも思うんです。

観光のことが一番、私はこの前の委員会で皆さんのご意見を聞いて、これは何とか議会で形にしていったら力になるなと思ったので、議会だけではなくて、やっぱり市民の方のあれを聞いて、議会の政策形成したとなると、やっぱりかなり重みが違ってくると思いますので、そういう方向でやっていただけたらと思います。

西川委員長 そのほか。

吉村委員。

吉村委員 私も、このグループ形式がよいと思います。前回、第1回目のときは対面形式で行いました。行政も、市政フォーラムなども対面形式で行われています。つまり前のほうで発表されて、それに対して市民の方が意見を述べられるというふうな、あるいは要望されるというようなことがあろうかと思いますが、私、今回グループ形式にすることによって、まず、参加した市民の方が、皆さん、発言の機会が与えられるという意味では、グループ形式のほうが優れていると思います。

対面形式の場合は、どうしても前から指名をして、中にはちょっと長く話をされる方がいらっしゃる、なかなかほかの方が、みんなが意見が言えない。ただ、正副議長も、それから谷原委員もおっしゃいましたいわゆるグループ形式であれば、少ないテーブルのところで数名のほうで集まって意見を出すことができるということで、市民の方の意見を積極的にやはり聞く場でありたいというふうに思いますので、そして、こちらから提言、提案をしたテーマに対して意見を出してもらおう。そして、提案もぜひともしていただきたいというふうに考えますので、そういう意味では、非常に舞鶴市、京丹後市、視察に行かせてもらった自治体、議会におかれましては、テーマを明確に打ち出されています。こういったテーマで今回話し合いますというふうなこと、テーマ設定が市民の方々の意見をたくさん出てくるようなものであって、かつ私どももやっぱり市民の声をたくさんいただければ、また行政に対しても提案がしていけると思いますので、私もグループ形式ということがよいというふうに思います。

以上です。

西川委員長 そのほか。

松林委員。

松林委員 私、この間の研修で一番、両方ともそうなんですけど、舞鶴市も京丹後市もそうなんですけども、グループ形式でテーブルに分かれて意見を集約してまとめていくという、そういうような形。ただ、その中で1つ大きな役割をしてたんはファシリテーターというか、そのテ

ーブルで1つの方向性に向かって皆さんの意見を集約して、話をまとめていく。その前に、他人の意見を批判しないとか最低限のルールを提供して、やっぱり僕ら自身もまだファシリテーターはどのような役割なんかということもあまり認識していないし、そこら辺のところもやっぱりちょっと、その前にちょっと研修というんか、どういうふうな役割を、多分議員がテーブルの責任者となって話をまとめていくような形になると思うんですけどもね。

そしてまた、京丹後市やったかな、みんな、平服で来てくださいと。議員もこういうようなスーツで行かないと。卵焼きにしょうゆをかけるか、塩をかけるか、そういうような質問から入るという、その場を和ますというんか、一定の方向に批判的な、私はこの発言でもういっちゃ言うたれという、そういうふうなんじゃなしに、1つの目標に向かって建設的な意見を出してもらえるように、ファシリテーターの役割というのは非常に重要なと思います。

こういうテーブル形式というんか、分かれてやるのであれば、1つのファシリテーターという、私自身もよう分からんねんけども、そこらのところを、ちょっとしっかりその前にある程度認識する必要があるのかなと思います。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。

そうですね。今おっしゃっていただいた指摘はそのとおりでございまして、グループ形式にさせていただくとしたら、やっぱりまあ言うたらさばき役です、ファシリテーターですね。それは必要になってくると思いますし、テーマによってもまた変わってくると思いますんで、一旦こういう方式でいこうと決まりましたら、やっぱりその前に一旦事前に研修なり、研修といいますか、自分らで1回練習をしてみやなあかなというところは考えているところでございます。

そのほかございますでしょうか。

松林委員。

松林委員 京丹後市やったかな、ファシリテーターの先生を招いて研修されたという、自分らで考えてできるもんじゃないと思うんです。やっぱりそのときはそれなりの研修が要るかなと思うんですけども、これは意見だけです。

西川委員長 ありがとうございます。

それはちょっと検討、研究ですか、分からんですけど、おっしゃっていることは重々分かります。先生に来ていただいて、1回研修を受けるということは分かるんですけども、何分ちょっと時間的にというところもありますし、ちょっとその辺もあるんですけど、やはりちゃんとその場がグループ形式でやった場合にスムーズに進むようにするために、何かしらの何というんですか、そういう参考になるようなもんはちょっと考えさせていただきたいなとは思っております。

杉本委員。

杉本委員 僕も、今の段階では今のグループ形式でやるのがいいと思った、多分皆さんもある程度そういう思いやと思うんですけども、何個ぐらいのグループに分かれるのかなというのが、例えば今、松林委員がおっしゃるとおりで、僕もそう懸念あるんです。時間的な余裕って委員

長はおっしゃいましたが、例えば4つのグループに分けたら、4人がいきなり荷物乗るじゃないですか。この4人もしっかしその中で共通認識としてこういうふうにしていきますというのをやらなあかんというのは、この4人は間違いなく荷物が乗っかってくると思うんですけども、グループ分けとイメージですよ。2つなんか、3つなんか、4つなんか、言うたら2人なんか、3人なんか、4人なんかってところなんですよね。

この4人がかなりちょっと頑張らなあかん、偏っちゃうやろなというイメージがあって、その考え方というのを、ファシリテーターって何かよく分かんないですけど、その単語だけに区切ったらファシリテーターですけど、まあまあしっかしやらなあかん人って感じなんで、それを皆さんが全員やりたくないって思ったらできひんことなんで、ある程度ノウハウというのは、全員でやればええんやろうけど、先にその辺はぱちっと決めて、4人やったら4人がしっかしと前もっていろんなことを勉強せなあかんのかなと思っているから、その辺ちょっと先走った意見で申し訳ないんですけども、皆さん、グループでやるのはええけど、どれぐらいのグループで考えられているのかなという。

西川委員長 正副でも話をしていたんですけど、今考えているのは常任委員会のテーマ、調査案件でやっているテーマ、各それぞれテーマはあると思います。それに分かれて、まず分かります。その中で、やっぱり2ずつかなと。要は常任委員会で2グループ、せやから全部で4グループかなとは思っていたんですけど、3グループ、3グループにすると、なかなかおっしゃるように全員に結構荷物が乗ってくるとおっしゃっていたんですけど、2、2ぐらいかなというふうなイメージは持っていました。

それでもまだもうちょっとできる、できるというか、みんながファシリテーターとしてできるというふうな、そこでスキルなり自信なりがあれば、3、3ぐらいでもええんかなというふうには話ししたところなんですけども、やっぱりその核となるというか、さばき役ですよ、要はね。そこに確かに重い荷物というのは乗ってくるかなというふうには思いますけど、ファシリテーターは、でもどっちでも中立的な立場でさばく役なんで、それほど僕は危惧はしていないところはあるんですけど、意見をいろいろと出してもらうように誘導する役で、あんまりしゃべっていない方がおったら、ちょっとどうですかとかと言う役かなというふうなイメージを持っているんですけど、ただ、確かに皆さん、やられたことがないので、やっぱりどういうもんかというのがイメージできにくいので、一旦どこかで研修、自分らの中でもかもしれません、先生を呼んでというのはちょっと難しかったら、自分らの中でも1回そういう研修は何かのときにさせていただけたらなというふうには思っています。

今のところ2、2かなぐらいなところで思っておるんですけど、1グループは大体10人までかなというふうなイメージです。

川村委員。

川村委員 グループ討議というのは、私も結構たくさん経験があるんです。今、2、2と言うてるのは調査案件とプラスということですか。何らか違うテーマでというのが2、2ということですか。どういうこと。

西川委員長 常任委員会は2つありますけど、それぞれテーマがあるじゃないですか、調査案件があ

って。その中で、例えば厚生文教常任委員会やったらこのテーマで2グループ、総務建設常任委員会やったらこのテーマで2グループという意味、会場は一緒にするというようなイメージなんです。

川村委員。

川村委員 ということは、市民さんは来られて、興味のあるほうに行ってもらうのか、そこもよく分かんないんですけど、同じテーマでいったほうがいいのじゃないのかなと思うんです。今、私的にイメージしているのは、10人のグループで、時間的に結構取るんだったら10人の意見を聞けるんですけど、10人って結構なかなかの人数やと思うんです。私も大体6人、7人がマックスなのかなと。6人、7人の声を順番に聞いていっても、1人やっぱりそれなりに言われるので、1時間でいろんな意見が出て、それをまとめるというところまでいかない。

どんなグループ討議をしたかという、書記と進行役とを決めて、書記さんは出た意見をまとめていくと。進行役は進行、要するにファシリテーターという人がやっていくんですけども、今、谷原委員がさきに言われた例えば観光、そういうようなテーマだったら、割と自由な発想の中でいろんな意見が収集できるのかなと思うんです。でも、例えば調査案件の中で、例えば発達障がいとかがあるとしますやん。そんなんやったら、なかなかその分野によく情報として捉えていただいている方がいらっしゃったらいいけども、そんなん全然分からへんわという方もいらっしゃる。そのテーマを、来られた方がどこに入るかというのも難しいのかなと。

我々議会は、それぞれの常任委員会のテーマというのは自分らで区別しているんですけども、今回は、例えば私は二部、要するにグループ討議と、それから全体で所管で今課題となっていることの報告をあっさりとして、それから、今言うているような広く市民の声を聞いてみようかというようなテーマをグループ討議にするというほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです。ということは、ファシリテーターもなかなかいろんな今言うている課題となっているところのさばきをする。意見をいただくだけとはいえども、結構やっぱり今日は言うでっていうて来られる方もいらっしゃると思うんですよね。あんまり、今、市として課題となっているところの核のところをかつとさばけるというのも難しいし、また、もう熱くなってわっという人もいると思うんですよね。グループになってくると、やっぱり皆さん平均的に言っていたかかないといけないし、どうですかね。

今、言うようにいろんな意見を集めるためのテーマはグループ討議でもいいかなと。私の中での区別はそうなんです。調査案件等にしていることは、今ここまで話ししていますということをして、その中の質疑というのも多少は要るのかなと。でも、グループ討議は、いきなりグループ討議を難しいテーマでやってしまうと、みんな、なかなかさばけないんじゃないのかなというふうに、これ私の勝手な思いですけど、難しいんじゃないのかなというふうに思います。答えはもちろんない。うちらは、議員としては執行部じゃないので、答えとしては言えない、聞いておきますということですけど、テーマというのを決めてから、テーマというのをある程度決まってどういうふうにしていくかという方法で決めてもいいのかと、順番として。

今、全然テーマがなくて、調査案件というふうなくくりと、あとじゃその調査案件を2と、それぞれの所管で厚生文教、総務というふうに2、2に分けるというふうに言われたんですけど、ちょっともう一回ゼロからどんなふうな構成にするのかというのを、もう全くグループ討議だけでいくねんというんやったら、そのように話したらいいけど、そのまとまりも、今、私がちょっと言わせてもうた意見を踏まえて、皆さん、どんなふうに思っているのかなって。グループ討議って言うたらグループ討議だけになるんですけども、共通した2つというの、ちょっとどこで、私はこっちの厚文のほうに行く、私は総建のほうに行くというふうにならないのかなというの、私にとったらイメージしにくいのかなと。当日来られた方が、初めからここへ行きます、テーマを決めて申し込まれるというの、もそらありかもしれませんが、そんなことを思って来られる方はいらっしゃらないのかなって。

それと、7月21日はやっぱり夏休みになるので、若い人たちがちょっと、夏休みの初日になるのかな、そんな形になるから来てもらえるかなというの、もちょっと心配しているんですけどね。だから、これまで豊富な経験が我々もないので、今度はグループ討議というのだけは決めるけども、じゃそのテーマはというところをもうちょっと話し合ってもいいのかなと。

西川委員長 分かりました。

僕と正副の中でそういう話で一旦決めていただけて、皆さんのご意見も、今みたいな川村委員のご意見もいただきたいですし、何で2つにやろうかなと思っていたのは、舞鶴市もそうだったんですけど、調査案件で取り上げられていたテーマというのが、あこは1年間通して調査案件で決められるんですね、委員会の中でね。だから、それを通して、結局システムチックに全て決まっていってました。視察研修についてもその内容、懇談会についてもその内容というところにあつたんですけども、ここは言うたらハイブリッドな形でも、僕はそれに近づけようかなという意味合いで話をしていたところがあるので、今みたいに結構最初にやることなんで、懸念もあることだし、1つのテーマということも1つの案やと思いますんで、そのほか皆さんのご意見をいただければなと思います。

杉本委員。

杉本委員 川村委員さんがおっしゃるとおりやと思うんです。前半戦、後半戦があるとしたら、前は常任委員会なりの報告があつてしかるべきやと思うんですけども、後ろというかグループの話というのは、やっぱり分け隔てなく、全然人気がないな、あそこのグループ、例えばよく分からないんで、そこは今のテーマは観光でも葛城市の未来についてとか、葛城市のいいところとかというので統一したほうがいいと思うんですけども、10人単位って言ったらこれぐらいなんですね、今、委員11人いてるんで。これをさばくんという話になってきたら、おっしゃるみたいに6人とかになってきたらええと。どんだけの方が来られるか前もって分かっちゃったらええと思うんですけど、分からんわけじゃないですか。定員を決めるというの、も手やと思うんですけども、でも幅広くって言っているわけやから、基本的にはフリーに来てもらうわけじゃないですか。でも、現実的に2人1組にしたら7グループしかでけへんわけですよ、単純に物理的に。これを5人相手としたら35人で終わりという話になってきよる。これは7人ファシリテーターがおった場合ですよ。てなつたときは、いきなりこの7人に

荷物がまた乗っかるんやろなと思うんですよね。ということは、もう少し少なかったら3つぐらいのグループでやるけど、多かったら最大でそこまでのやつをやろうというふうな、何とか柔軟な取り方をしやなあかんと思うんですよね。て考えたら、やっぱり全員でファシリテーターできるようになっとかなあかんのかなと思っちゃうんですよ。分かりますか。逆算して考えていくとね。これが少なかったら、別に3グループでも2でもいいんやけど、去年も何人来はりましたっけ、あれ。

(「70人でした」の声あり)

杉本委員 でしょう。これを7で割っても10人相手しやなあかん、相手ってお相手しやなあかんわけでしょう。て考えたときに、マックスがそこやったとしても、それに合わせてやらなあかんなくなってきましたよね。て考えたら、さっき委員長はファシリテーターはいけそうやと思う。僕はちょっと違うくて、そこでどう思ってるねん、どうやねんということは言われると思うんですよね。何かずれた質問が出たときに、それをちゃんと制することができるんかって話になってきよと思うんですよね。もう最大の振幅で言っていますけど、温かな話がずっとできとったら、そら、もう以上、以上、以上でできると思うけど、そういうときの対応とかがてもうみんなで考えとかなあかんわけじゃないですか。てなったら、何かどういう体制がいいんかなってめちゃくちゃ難しいんかなと思うんやけど、皆さん、どうでしょうかね。10人相手というのはなかなかと思うんやけどね。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 僕自身は、もう定数を、定員を決めて募集して、足らんかったら、我々がまた集めるということになるんかも分からんねんけども、そうしないとちょっと収拾がつかへんなど。大体6人で、5グループでやると30人が上限かなと。30は欲しいと思うんやけれども、7人で四七28ぐらいで、30募集で28ぐらいとかいう感じかなと思うのが1つ。僕はもうやるんやったら定員を決めてやるしかないかなと。六、七人ぐらいまでですね。ファシリテーターも4人ぐらいがあれかなと思うんですね。

僕は京丹後市と舞鶴市を見たときに、舞鶴市とかなり京丹後市はやり方が違って、もう舞鶴の場合は、常任委員会の調査案件で常任委員長が結果を出すために、がっつ研修も含めてスケジュールを組んで、市民懇談会でも市民の声で補強して、この結論を出していくという強烈なスタイルやから、そうじゃなくて京丹後市の場合は、テーマが全部いうたらまちづくりなんです、全部まちづくり。だから、要はいいまちにするために観光でどうしますかとか、農業でどうしますかとか、教育で、子育てでどういうまちづくりをしたいですかという、テーマはもうまちづくりやから皆さん話ができると。ただ、細かいテーマで観光とか農業とか子育てというふうな感じで組んではるようなところがあって、だから、定数を少なくすると、逆に言うたら開催回数を増やさな、ニーズがあれば、例えば忍海のほうでやってみたり、當麻のほうでやってみたり、ちょっと年に2回とか地域別にやって、そのうち我々もファシリテーターとして育ってきたら、それなりの議員さんの数があれば交代できるし、何か僕はそんなイメージかなというふうに思っているんですけども。

さっき言ったように、テーマはやっぱり1つにしたほうがいいように思います。どっちや

ったか忘れたけど、テーブルごとにテーマが違って、移動していきますというところはなかったですか。僕は、え、それで深まるのかなと。例えば六、七人やったら、5分をしゃべっても35分、30分ぐらいたってしまう、1回しゃべるだけでね。2回しゃべって1時間でしよう。ほんでまた次のテーブルに行って、あんまり深い議論せえへんと意見を聞いているだけかなというふうに思ったりしたんで、それもちよっとねえと思うので、ワンイシューでいったらいいと思うんです。それは、もちろん2つのテーマで交代制もあるのかなとは思いますが、それは考えですけどね。そういうところですよ。

西川委員長 松林委員。

松林委員 すいません。最初に舞鶴に行ったときに、あこの議長は肝付さんというたんかな、いろいろお話、トイレに行きながらお話を伺ったんですけども、ファシリテーターがまだまだちょっと慣れていないもので、会議に出ていた人が怒って帰りよったというて、極端な話。せやから、ファシリテーターの技量もなかなか難しいものがあると思うんです。ほんで、1つのテーブルに4人から5人というのがベストな感じみたいですね。京丹後市もそうやと思うんですけど、舞鶴市もせやと思うんですけど、やっぱり四、五人ぐらいがベストな感じですよ。ファシリテーターがちゃんとさばける人数、皆さんの意見を集約して気持ちよく発言してもらおう。それでも難しいと思うけれども、四、五人かなと。

ほんで、舞鶴市は、最終的に提言を出すために、市民懇談会をするためにやっとなしに、あこは年間を通じて最終的に政策提言を出すためにやっとなし。ほんでから、市民懇談が目的ではなかったんじゃないかなと。僕らは、市民懇談会をやって市民の意見を聞こうとしている。ここら辺の違いはあるかなとは思いますが、これは意見だけ。すいません。

西川委員長 はい、吉村委員。

吉村委員 いろいろと最終的にいろんな市民懇談会を、我々議会のほうが技量を上げていって、先ほど谷原委員もおっしゃいましたが、自分たちの政策提言を補強するためにそういうふうにしていくというふうなことも、後々の課題としてはいいかなと思うんですが、まずはやはり市民の皆さんに議会はこういうことをやっていますよということも知ってもらおうというふうなことで、ある意味和気あいあいとかいうか、そういうふうな雰囲気のできるのがいいのかなと思うんです。それで、また今後、例えば常任委員会2つありますと、そうなってくると会場が2か所ぐらい、1回目はここでやって、総建の分はここでやって、また厚文の分はここでやってということは、これもまた改選後の後々の課題として、まずは1つ、もうワンイシューで。でも、観光なんかは非常にいろいろ皆さんの意見も出てきやすいし、いいかなとは思いますが、そういうのでやってみるのがいいのかなと思います。

もう一回、委員長、副委員長のイメージをお聞かせ願いたいんですが、まず、スタートしますよね。まず、ルールを皆さんに周知をするという過程が必要だと思うんですよ。1人例えば発言時間はどれぐらいまでとか、それから、ほかの言った意見に対して否定をしないとか、そういうきちとしたルールがあったと思います。それをまずやって、その前に例えば一番最初に議会はこんなことをやっていますよとか、今回はこういうテーマでやりますよという

ふうなことをやって、それからルールをまずもう一回皆さんに周知して、先ほど言ったような、その後、それぞれのテーブルに分かれてやりますわね。やった後なんですけど、それぞれのテーブルで別々にあるので、それが終わってから、ファシリテーターがここのテーブルではこんな意見が出ました、こんな意見が出ましたということを、もう一回全体に戻って出して、ほんで参考にさせてもらいますというふうな形で終わるのがいいのかなというふうに、私もそういう形になるのかなというふうに思ったんですけど、その辺りの進行上のイメージというんですか、それをどういようにお考えなのかお聞かせいただけたらありがたいかなと思います。

西川委員長 常任委員会ごとにということは抜きにして、全体の流れで言いますと、やはり最初は議会からの報告ということは必要かなと思います。やる時期にもよるんですけど、今回は7月になりましたら、やはり6月議会での報告、3月の予算、今回の予算での報告、事業としての、そういうことは、まず議会全体の報告が必要かなと思います。あとやっぱり常任委員会も大事なので、常任委員会からの報告というのは必要かなと思っています。常任委員会では基本的な調査案件になるのかなと思うんですけど、その報告が必要かなと。それが、全体でまずせなあかなと思っています。その後に、各それぞれに分かれてもらってワークショップをさせていただいて、また、最後は全体で、報告までは考えていませんでした。グループごとの報告までは考えてはいなかったんですけど、最終これを取りまとめて、こういう意見があったということを、まず議会、また議会改革で後日取りまとめて報告をするみたいなイメージかなと思っています。

吉村委員。

吉村委員 グループごとの報告はなしということで分かりました。どっちでも私もいいと思います。面白い意見が出てきたときに、参加してくださっている皆さんの中で共有するというのも1つの手かなと思いますが、時間のこともあると思いますし、進行のこともありますんで、いろいろやり出すとまた尺が延びてしまってもあれだと思いますんで、分かりました。

西川委員長 そのほかご意見よろしいでしょうか。

そしたら、今いろいろご意見は出たんですけど、まず、テーマについては、1つのほうが今回はやりやすいんじゃないかという意見がちょっと多かったんかなと思うんですけど、その方向で、よろしいでしょうか。テーマについては、また考えてはいかんなんのですけど、まずその方向でいかしていただく。これは皆さんに聞きたいんですけど、定員ですよね。グループワークでやらしていただくという前提で、今、お話をさせていただいております。定員について、もう縛る、定員を切るという形でさせていただいたほうがいいかなという意見もありましたけども、それについては、それでよろしいでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと難しいところやと思うんですけども、谷原委員の意見は分かるんですけど、その代わり回数をみたいなお話やったら、僕は納得できるんですけど、市民の皆様の声を幅広く集めようとしているのに、25人って決めるんですかという摩擦があるんですよ、僕。そら、届かんかったらそれだけやねんけど、もっと行きたかったのという声が出たときに、そう

なったら急遽追加するという考えでいいんですかね。例えば25の定員のところに40人ぐらい来てとなったときに、いや、だからめっちゃ難しいんは、自分で言っていて矛盾しているのは分かっているんですよ。でも、その手を打っておかんかったら、ちょっと矛盾しているよなと思うんですよ。例えば25人のところを40人の申込みが来たけど、25です。残りの15人はってなったときはどうされるのかなという。もう一回やりますっていう感じという、何か摩擦が今、起きていますね。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、定員については、まずテーブルの定員は決めといたほうがいいと思います。それは、市民の方は納得してもらおうと思えると思うんですよ。これだけの話合いをして、皆さんにこの時間で発言してもらおうと思ったら、このテーブルでと。あとは、テーブルの数が何個になるかは、参加してくださっている数で伸びるかなと思うんですが、やっぱり上限というのはどうしてもあると思うんです。議員の数が決まっていますから、対応できる、その会場の関係で、全員が14人がってそれは無理やと思いますんで、ほかの役割も果たしておられる方もいると思うんで上限があると。その反省をまた基にして、次回からは、例えば回数も増やしますとか、テーマも増やしますとかと、次のほうにまたつなげていったらいいんじゃないかなと。今回はそういうふうな考え方で、全体の定員を決めるんじゃなくて、グループの人数を決めておくと。それは合理的にこうしますよというふうなことでいかがかなと思います。

西川委員長 ありがとうございます。

今回、せやから定員はやっぱり区切らせていただかなあかんというのは、発言を皆さんにさせていただきたいという、まず方式自体が違うわけですから、スクール形式とね。聞きっ放しで、前でも70人参加していただいていますけど、ずっと聞いたはるだけですやんか、大方の人は。じゃなくて、今回、言うたらもうそもそもの懇談会のやり方を変えていくということになるので、その辺はしっかりとその意図を皆さんに、例えば申し込んだのにあかんかった、いや、でも今回はこういう形でやらせてもらうという、市民の皆さんの声を1人ずつ聞くようなスタイルで懇談会をさせていただきます。1回やってみますのでというようなことで、もし何かしらそうやって言われた場合には、ちゃんと説明を皆さんのほうでもしていただければ問題ないのかなと僕は思うんですけども、後々やっぱり回数を増やしていただきたいというんやったら、来れなかった方々についてまた2回目を今度また予定をしますとか、そういうことに言うていかんなのかなというところはあるんですけども。

川村委員。

川村委員 だから、議長とか、役で全体の報告をする役の人もあるし、ファシリテーターとしてやらなん人もいるやろうし。そのグループをマックスどのぐらいにするか。6人で60人、7人で70人がマックスなんかなと思ったり、私はしました。ただ、7人のグループを、あそこの小ホールで70人がしゃべるとほとんど聞こえないんです。それで、この日が貸館が空いているので、ちょっと移動してもらおうとか、そうしないと、もうすごい全然聞こえないんです、話が。だから、今、言うているマックス70人、前年度はそうだったので、70人来てもらおうと

したら、そういう対策をしないあかんかなと。だから、マックスだけ決めといて、募集は例えば60人です、70人ですともう決めて、果てしなく来られたらいいんですけども、今回は定員どのぐらいということで、グループ討議をしますのといっただけで断ってやるというふうにやっぱりしとかなないと、それでいってあんまり少ないのはちょっとやる気がないのかみたいな形になるので、前年度の参考にした数字でマックスやって、もしグループがいっぱい増えたら、部屋も用意しとかなないといけないので、貸館をちゃんと押さえておくと。すごいことになります。全然聞こえない、70人は。ゆうあいステーションのところで1回やったんですけども、8グループぐらいでやったのかな、前はね。更生保護でやったんですけど、聞こえないです。

だから、そういう経験もあるので、せっかく意見を言っていていただいて、はあとかというて聞くのも、ほんまに聞こえないんですよ、もうわさわさしてね。そこは、マックスを考えたときに、その対策もまずして、今、言うように上限を決めて募集するというふうにされたらどうですかね。

西川委員長 そうですね。今、川村委員からお話があったように、定員も決めさせていただいて、もちろん貸館の状況にもよるんですけども、まずグループ何人であるということを、今、10人の話をしてくださったんですけど、もうちょっとしゃべる人やったら、先ほどから出ている6人か7人かというところもありますので、一旦はまず人数を決めさせていただく、定員を決めさせていただくというところで、今回させていただいてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

西川委員長 では、そのようにさせていただきます。

そしたら、細かいことについては、テーマとかを今からももちろん皆さんで考えていっていただかなんですけど、今日のうちに全てテーマとかを決めるのはかなり大変なので、また、恐らく閉会中にも議会改革のほうで一度、正副のほうで一度練らさせていただきますので、テーマであるとかどういう形式でスケジュール、今聞いた形でスケジュール案みたいのを出させていただきますたいので、また、皆さん、ちょっとご協力のほうよろしく願いをさせていただきますたいと思います。

それでは、7月21日の月曜日は決定をさせていただきました。

それと、今回はグループワーク形式でさせていただくということを決めさせていただきました。

テーマについても、共通で1つという形で、それをワークショップ、グループワークの題材とさせていただくということを決めさせていただきました。

それと、定員についても定員を決めるということについて決めさせていただきました。

これについては、ちょっとまた次回何人にするかとかということは、1回こっちで、正副のほうで1回ちょっとましていただいて、閉会中に皆さんにお伝えをさせていただきますたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

チラシを今回配付させていただこうと思っています。それと、議会だよりにも掲載をさせていただきますたいと思います。やっぱりそこにはテーマであるとか開催日時、もちろんその情報を全部全て載せていかんなあかんのですけども、期日についてちょっと事務局のほうから、

締切りがありますので、事務局のほうからお伝えさせていただきます。

板橋局長。

板橋事務局長 それでは、期日に関しての説明をさせていただきます。今、ペーパーレス会議システムの議会改革のほうにファイルを載せさせていただきました。更新ボタンを押していただくと出てくるかと思いますが、右のほうの更新ボタンを押していただけたらと思います。

市民懇談会までのスケジュール案ということで載せさせていただいております。よろしいでしょうか。

議会だよりに関しては、うちの内部の話なので、5月の中旬に最終稿締切りとなっております。広報かつらぎなんですけども、7月21日にされるということでありましたら、逆算しますと、広報は7月号に載せないと間に合わないということになりますので、原稿の一次締切りが5月の中旬となっております。最終稿は6月の上旬辺りになるかなと思いますので、逆に言いますと、議会だより、広報かつらぎも含めて、5月の中旬ぐらいには粗々の原稿はほぼほぼ決めていただかないといけないと思います。

その横にチラシを入れとるんですけれども、チラシのほうも広報の挟み込みという作業が待っておりますので、チラシの納品の締切りは6月の中旬となっております。ということは、校正などを考えますと、遅くとも5月の下旬ぐらいには、あらかた構成を決めていただかないといけないという形になっております。

ちょっとざっくりでございますが、以上でございます。

西川委員長 ありがとうございます。

議会だよりが一番早いのかなというところなんです。そこに載せようと思ったら5月、最終稿ですから、最終稿の締切りが5月中旬ぐらいになりますので、やはりそのときにはもうテーマと時間、結局スケジュールと定員数というのを決めておかなあかんと。それと逆算すれば、やはり4月中に決めさせていただかないとということになりますので、一旦、今日、皆さんに意見をいただきましたので、早々に正副また事務局とも議長とも打合せをさせていただきまして、案をつくらせていただきまして、4月にもう一度議会改革のほうでお示しできたらなというところでございますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。なかなか時間がないので、タイトなんです、ちょっと頑張りますので。

これについては、締切り等々は全部あるんですけども、市民さんに向けて言うたら発布されるというか、というのはもう7月。ごめんなさい、議会だよりが一番早いみたいです。議会だよりが6月に発布されると。あと7月にはチラシと広報になっていくという形で、議会だよりが一番早く6月、市民の皆様が目で見えていただくというような形になりますので、ご承知おきください。

谷原委員。

谷原委員 スケジュールに関連してなんですけれども、ファシリテーターの研修というところ辺も、どこで入れるかということを考えていただいていると思うんです。というのは、4月にこれはかなりかちっともう成案ができないと原稿ができないようなことになるから、4月中にはどういう形態でどれぐらいの定数でって決めとかないとあかんわけじゃないですか。できた

ら4月中に研修ができれば、要はグループワークのような部分のいろんなアイデアとかというのを知ってはと思うんですよ。こっちは、今話したように、6人でファシリテーターでこれぐらいの会場でというふうにイメージしているけれども、専門家のほうはいろんなノウハウがあるとすれば、ここらのもうちょっと変わってくることがあるのかなというふうな気もせんでもないの、もうそうじゃなしにもうこれはもう今回これでいきましょうで、日程的に考えてファシリテーターの部分はもうちょっと8月までにやったらいいや、これもありやと思うんですけども、そんなのもちょっと検討していただいたら、もうこの場はいいので、お願いします。

西川委員長 日程、講師を呼ぶか呼ばないというところもありますし、予算の関係もありますので。

杉本委員。

杉本委員 僕もちょっとお願いなんですけども、こっちサイドのルール、議員で、去年もちょっと問題になったんですけど、SNSに載せてたりとかってあったと思うんです。そういうやつらあかん事項じゃないですけども、もうちょっと明確に記述でやっていただいたほうが、もう今回はいいと思います。昨年の失敗じゃないですけども、もうちょっとあれもあるんで、お願いします。

西川委員長 分かりました。ルールを、それもちょうと作成をしていきたいと思います。

そのほかこの件について、市民懇談会について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 そしたら、今お話しさせてもうたように、また4月に、このことについてはもう一回皆様に集まっていて、議論をしてお示しさせていただきたい内容もありますので、ご協力のほうをよろしくお願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思いますので、15分から再開をさせていただきます。

休 憩 午後3時02分

再 開 午後3時16分

西川委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、協議案件2、議会議員が委員となる各種委員会などについてを議題といたします。

私たちが無投票で当選したときから、過去の例に倣って市長の諮問機関などである委員会の委員として出席しておるのですが、後に議案で上程される前の状態で、先に内容について市長の諮問機関である各種委員会などで取り上げられる。また、中には出席している議員が委員会の委員長となって、市議会の議案に上程される案件について取りまとめをし、さて、いざ議案となったときに差戻しのようにやり直すことになってしまったということもありました。

そのようなことから、このような状態が、二元代表制である市長と議会の関係において適正であるのか疑問を感じておるところでございます。このようなことは、県内他市町村でも同じような問題となっておりまして、最近では、香芝市が、市長の諮問の委員会に議員が出

席するのを選別をされたというふうに聞いております。一方で、これらの市長の諮問機関である各種委員会に出席することで、いろんな情報を得ることができるというメリットがございます。

そこで、委員の皆様、市長の諮問機関の各種委員会に出席すべきなのか、一切出席しないのか、また出席している中には後に議案となる案件を協議しない委員会もございますので、それらの委員会のみ二代表制に影響しないので出席をするのか、協議をいただきたいというふうに思います。

それでは、委員の1人ずつご意見を確認してまいりたいと思いますので、今までのとおり、全て出席しない、二代表制に影響しないもののみ出席、その他のお考えなどを先に言っていて、簡単に理由を述べていただきたいなというふうに思っております。本日は現在出席している委員会について出席する根拠法令、委員選考に当たり選出枠、そして報酬の有無などを一覧にしておりますので、こちらも参考にしてください。皆様のほうに議会改革の資料というところで、事務局のほうでまとめていただいておりますので、参考にさせていただけたらなと。そして、今、皆さん各種委員会にも出席をしていただいておりますので、その内容、またどういう状態なのかということも併せてお聞かせ願えればなというところでございますので、それでは、よろしく願いをいたします。各議員お一人ずつまた聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本委員。

坂本委員 私は、今、3つの委員会に参加させてもらっていますが、その中では都市計画に入っ
て話をしている中では、都市計画についての市の今後の方針とかやり方とか、こういうふう
にしたいというようなそういう話もあったりして、そこで意見を言わせてもらったりして、
そういう委員会もあれば、全くまた別の表彰委員会という委員にもなっております、そこ
ではほぼ活動がないというような委員会ではありますので、二代表制というのは、この委
員会はどうに影響していくのかというのは、まだびんどこないですけれども、市が提案
する案について委員会の決まったことが影響するのであれば、私はもう参加して意見を言わ
せてもらっていききたいなと、そういうふうに思います。

西川委員長 都市計画審議会のほうについては、これは上位法令で市議会議員が入ることが唯
一決まっているところでございます。これについては、せやからもう上位法令でそういうふう
に定められておりますので、市議会議員の枠としては必要になってくるというところでござ
います。

坂本委員にもう一度再質問させていただくんですけども、二代表制に影響しないので出席
するのかということころは、影響しないというふうに、今の委員会の中で感じられているの
かということころについてお聞かせ願いたいんですけども。それと、委員会の中で後に議案と
なってきた委員会、そこでもまれた内容というのが議会のほうに入ってきて、議決をされる
事項等があったのか。

坂本委員。

坂本委員 今まではなかったです。都市計画以外はなかったです。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 順番あるんですか、これ。

西川委員長 いや、ないです。

杉本委員 そのものの考え方として、必要なところもあると思うし、ないのも、それは個々にあるのかなと思っていて、委員長が知っているみたいに、水道はもうぶっちゃけ発言しにくいなっとなるんですよね、もう予算、決算出てきても、またここでやるからね。そこで、極端な話、すっと通ったら、ここで何かそれはそれで反対もしにくいのかなという、あるケースで言うと。もう要らんのちゃうのと思う反面、でもそこでしか聞けへん情報もありますし、もう一個は障がい計画に入っているんですけども、あれは、そこで、この計画についてこうだこうだという話はさせてもらっているんです。それが反映されているところもありますんで、必要なかなと思うんですけども、議会の代表として行く場合、これは奥本議長が前に聞かれたみたいに報告とか、前もってこの計画があるんで、皆さん、これは僕が行ってきますけど、何かありませんかとかとやって、言うてきて、こう変わりました。ほんで、これが出来上がりですというのがあれば意味があると思うんですけど、それをやらんやったら別に要らんような気がして。

でも、これも奥本議長が前から言ってたけど、なかなかこんだけ数があるから、精査はもうぐっとして、その代わりやるんやったら今言ったみたいに、都計審なんかでもそうですね。みんなに、こんな出ていますねけどって言って、これを言うてきてくださいよというふうにして、結果、こうなりました。今度総建に上がってくるやつも、そういう議会としての意見を持っていってもらうとかやったら意味は分かるんですけども、個人の議員が言って発表するにはちょっといかなもんなかなという委員会も多いんかなと思います。ただ、障がいとかやったらもう皆さん完成版しか見ないわけじゃないですか、計画の。一応僕は委員会では、いや、このデータをどう生きてんのとかっていうのは一応発言はさせてもうしていますけど、皆さんの意見ではないし、もっと言うてほしいことはあんなやろなって思いながら、もっと有意義に使われへんかなと思っているのは現実なので、その辺の考え方をまず最初に決めたほうが、どれと限らず、いいんかなと思いますし、最初にも言いましたけど、水道とかああいうもうダイレクトなもんは、なくて、だって議会でもやりますからほぼほぼ同じことを。というのは、なくしてもええんかなというふうに、今のところ思っております。

西川委員長 ありがとうございます。

吉村委員、お願いします。

吉村委員 ご指名でありがとうございます。まず、自分が入っているところを言えればいいんですか。

西川委員長 まず、今、僕が冒頭でお話しさせてもらったように、一切出席をしないのか。例えば出席している中に、後に議案となる案件を協議しない委員会もあるので、それらの委員会のみ、二元代表制に影響しないのであれば出席するのか。今までどおり出席するのかというところも含めてお願いをできたらなと思います。

吉村委員 今回の3月議会の総務建設常任委員会のほうでも議論になっていましたけれども、今までちょっと曖昧な部分があったと思うんですが、やはり議会としては二元代表制ということをして

きちっと敷いていますので、そこでちょっと矛盾するような、こちらのほうで聞きながらというのは、この際整理をするというのは私は1つの考えとしていいのかなというふうに思います。

それで、もう一つは情報を取れる、取れないとかというふうな話もありましたけれども、結局、どういった立場で出ているのかというふうなことがやっぱりだんだんと曖昧になってくるといえる、出席する委員によって、毎回毎回きちっと、例えば常任委員会の中のところできちっと必ず調査案件として決まっているとかというんであれば別ですけども、そういうこともありますので、私はもうこの際二元代表制に影響しないもののみ出席というのが、流れとしてはすきっとしていいのかなというふうに、今、座ってちょっと考えておったところです。

それで、まず最初から、この議論に入る前にちょっと聞こうかなと思いながら逡巡しとったんですけど。

二元代表制に、委員、ありますやんか。今まで出ている中で、二元代表制に影響している、抵触というか影響しているであろうというふうに事前に整理されているとすれば、それをお聞かせ願えたらありがたいなと思ひまして。

西川委員長 基本的には市長の諮問機関というところでございます。条例を見ていただいても分かるように、市長が諮問をする。そして、この条例にないものについては、市長が別に定めるといふようになっておるのが全てです。ということの意味からいうと、二元代表制という意味でいうと、なかなかその文だけを見たら、全て影響するのかなというふうには思うんですけど、ただ、議決を要するか、要せないか。議案として上がってくるか、上がってこないかというところの焦点になってくると思うんで、それについては、僕らは全く、ごめんなさいね、今、どういう委員会でどういう議論をされているかというところについて把握ができていないというところ、もちろんそれぞれの委員会で報告もすることもないですし、その辺について把握ができていないというところが現状でございますので、その辺も含めて整理をさせて、先ほど坂本委員は上がってきていないよというふうにおっしゃっていましたので、その辺も含めて聞かせていただきたいなというところもあるんです。

せやから、二元代表制という意味合いで言えば、あくまでもこれは市長の諮問機関でございますので、その辺については全て二元代表制のところになってくる。難しいところですけども、議決を要するか、議案として出てくるかというところが焦点になるのかなというふうに思うところです。

西井委員。

西井委員 市長の諮問機関で、議員に入ってくれというのは、合併してからもうずっとあるわけです。これ1つ考えようによったら、市側も当初から議会に気を遣ってという部分もある。しかしながら、例えば予算、決算で、水道委員会とか国保委員会とか、給食もそやな、特会に出てくるやつは結局予算について、こんなん出ますよと、ご理解してくださいよというふうな、議決に近いような形になる部分については、やはりそれはおかしいと。

それと、都計審のように、一応一遍審議したら10年間か、期間が長いようなやつは都計審

の方向性は全議員にやっぱり先に都計審を開くまでに説明してもらう必要があるのと違うかなと。そこに入った議員が説明するんじゃなくて、やはりこれは葛城市のまち自身の方向性もあるし、それについては、いろんな地域から議員が出ている中で、いろいろな注文なりいろんなことを言うべき。だから、都計審が上位法で誰か入るけども、議員全体にやはり説明しておいてもらわんな。これはもう、葛城市の版図の中でどのようにするかというような大きな問題を、昔から入ってもうとるよというような形にすること自身は、議会としてはやっぱり二元代表制の中で方向性も含めて全体協議会とか、まず、都計審に上がるまでに説明してもらう必要があると。

あと予算の決議を諮問機関でするところに、一般の市民の中で、あまり議員はぺらぺらと言うのも、市民からも。だから、そんな部分については、逆にこういう予算ですねというぐらい程度で、その委員会で了解してくれというふうなことになるってたら制約があると。その辺、配慮してもうてんのは分かっているけど、議員の立場の制約ということも考えてもらう中の会議方式にしてもらうという必要があるんじゃないかなと。

せやから、予算、決算とかその中に、一応説明だけは受けても、こういう形になりますよってご了解くださいというふうな形は、ちょっと議会の制度からいったらおかしいなと思っております。それは、もう各委員会で、やはりその辺は、そういう決め方は配慮してもらうような運営の方法はしてもらうべき違うんかなと。せやから、説明は受けたけども、決議するような形は、議会を超越しているような諮問機関になったら、これはおかしいんじゃないかと。その辺は、入らへんとかというよりも、その諮問機関自身が留意してもらわなあかんの違うかなと思っております。

特会ででも、出てくるやつを先に説明して、了解してくださいに近いような、その委員会で決議すること自身、議員のその委員会で入ったとしたら、その予算委員会、決算委員会に入ったとしたら、その分は一旦了解したみたいになったら議員活動に問題が起これと。そういうことで、その辺を留意した形の中で、議会としても、市側が議会についての尊重したから入ってくださいというふうなことも理解しながら、その代わり、入ったら、その委員会というのはそういうことじゃなくて、こういう形で出ますという程度やったら、別にそれに対して委員会で、予算とか決算委員会でいろいろ言えるような形でとめてもらうということをしたら、入っても問題ないのと違うかなと。

何遍も言うようやけど、都計審なんかやったら、それに入った議員が責任あるような形になったらやっぱりあれやから、事前に出てくる案は全員協議会とかで説明してもらわんな大きな問題やと思っております。

以上です。

西川委員長 松林委員。

松林委員 私、水道運営委員会の委員長をさせていただいております、そしてもう一個は遊技場建築審査会、ここはもう一回も会合を開かれていないので、これは問題ないんですけども、水道のほうは、見ていますと、委員の方は谷原さんと副議長、杉本さんが入ってはる。委員会の次に予算委員会があるんで、あんまり踏み込んだ形では質問していないと思うんですよ。

そこら辺に、二元代表制というよりも何かちょっと不自然さを感じるんで、この際、やっぱりそういうところの選別というか、これは必要ないかと、これは議員が参加せんでもいいんじゃないかなというところは、やっぱりちょっと選別するのもいいんじゃないかなと私は、委員長、そんなん思います。

西川委員長 そうですね。ありがとうございました。

ごめんなさい。松林委員、今回、議案の中で、今、遊技場建築審査会の中で議案上程もされている部分があったんです、条例改正で。その辺についても、いうたらこの審査会は開かれていなかったということの解釈ですかね。ですよ。

だから、今回の条例改正は、たしか拘禁刑の話だったか。

(「違う、違う、違う、間違っていた」の声あり)

西川委員長 ごめんなさい。訂正します。見直していない。そうですね。開くほどでもないということなんですかね。

(「条ずれをなくすだけの話」の声あり)

西川委員長 条ずれでしたね。せやから、開く必要もなかったというところなのかも分からないですけど、ただ、そういう中で、委員のメンバーさんには恐らくそういう話があってもいいんじゃないかなということはあると思いますし、ただ、そのときに、いや、はいはい、分かりましたってなったときに、そういうことなんですよ。

今、もうそこで話を聞きましたよ。そのときに、今回、法令改正を開いたとき、議案で議決するときに違いますよという形に変わるときが、もしかしたらということはこれからも考えられる可能性はあるというところなので、議決が必要になってくるようなものについては、極力精査していかなんのちゃうかなというところが、これも趣旨でございますので、今回は遊技場建築審査会は特に開かれてはなかった。ただ、これはもう報告でこうしますよという報告がなかったら、今回の議案に上がってきますので、委員の皆さんには報告をする必要があるんじゃないかなというところも、これは理事者からきっちりしていただかんのかなと思いますし、その辺は感じるところでございます。

松林委員。

松林委員 報告があってもしかるべしやと、私が委員であるから、それはなしに、ただ報告だけで、私のほうには全然連絡がなかったというそういうようなところで、ええんか悪いかということも、また議会に諮ってせなあかんのかな、どうなんのかな。そういうことですね。

西川委員長 そうなんです。せやから、今回みたいに議決事項ですもんね、今回議案に上がってきますので。

ほか。

藤井本委員。

藤井本委員 まず、私の今感じているところから話をしたいと思います。私はもうここ10年ぐらいずっといきいきセンターの運営委員会と、それと国保の運営協議会に入らせていただいています。両方とも、呼び名は委員長と言ったり、会長とか言ったりしていますけども、そこで進行役という役割をさせてもらっています。いつも挨拶をするときに、いろんなご意見、例え

ば専門の方が来られています。国保の運営協議会であつたら、保険組合からも来られるし、それと市内の医師の方も来られています。区長会代表ということで専門の方が来られる。いきいきセンターの場合は、施設柄、寿連合会、そういった方が来られています。

もちろん市長の諮問機関ということを理解しながら話を進めていくわけですけど、私はいつも、皆さん方からご意見をいただいて、いわゆる協議会の中で、今、問題となっている、それは最終的には議会に出しますということになるわけですけども、皆さん方のご意見をいただいて、これが議会に出るということを、これでよろしいですかというご了解ですね。議決というより、こういう形で議会に出しますよと、出ますよというご了解を得ているという認識で、今までから進めてまいりました。

だから、諮問機関の中で議決をしているとか、決を採っているということとはなかったと。これでよろしいですかという問いかけの部分になっていたと思うんで、そのように理解をしています。ただ、問題になるとするならば、どうなんやろう、議会よりも先にやっぱり話として出てきますので、そこらを改めていかなあかんのかなと思うんですけど、議会からも、こういう諮問機関というのは、正直なところ募集して来てもらっている、応募されて来てもらっているというよりも、充て職的な、それに議論がなり得るような方々が来ていただいて、それがずっと来ているというのが、合併以降そのようになっていると思うんです。

そこで、私が言っているように、今度、議会でこれが議案として出ますよと、これでよろしいですかという、その問いかけをしているんですけども、それがええのか、悪いのか。ここら辺がきちっとやはり会長というんか、前に座っているから、正直なところ賛成も反対も言わず、これでよろしいですかと聞いているだけであって、そこで聞いたことを今度議会の中で反映させたらいいというふうには思っています。

その辺を、議会がどうや、行くのがどうやこうやというより、委員会のほうでの取決めというのをきちっとしておいていただくべきなのかなと。委員会でそれが議決という考え方なのか、諮問機関としての、ちょっとうまく言葉が出てこない。諮問機関としてがどういう位置づけなのかということで、そこに先ほど、何遍も言いますけど、国保なんかやったら、正直なところ、保険のほうも来られる、医師も来られる。こういう場にやっぱり議会も行っておくべきやというふうな認識でもございますので、ほかのことは分からないですけども、ちょっと後先もするし、分かりにくくなったか分かんないけど、二重に議決をしているとか、そういう認識は私にはないです。

西川委員長 ありがとうございます。

確かに国保についても、いきいきセンターについても、結構議案としても多く出てくるところでもありまして、藤井本委員のおっしゃっていることもよく分かります。そこで意見を吸い上げるといふか、議会に諮りますよということもおっしゃっているということも分かるし、ただ、そこで、大方の皆さんがここで決まったことを議員さんもおられる中で、万が一議決になったときに何が起こるかという、そこの議員におった、そこで審査している。市長の諮問で行っているわけですから、というところの危惧は、今まで特に感じなかったというところですね、先ほどの話ですと。

藤井本委員。

藤井本委員 だから、そこでは、協議会そのものが、もしかしたら失礼にあたったら駄目ですけども、ちゃんときちっと話を聞いて議論はするわけですけども、議決ということは議会ですからということとは私は申し上げているつもりだし、ここは議決の場じゃない、市長の諮問機関ですよということの認識をしてもらった上で、協議会なりを進めている、きたというのが私なりのやり方で、今日までずっときている。ほかはちょっと、私もうここ10年ぐらいこしとかやったことないので分からないんですけども。

西川委員長 分かりました。

谷原委員。

谷原委員 私も国保は入っていますが、ちょっと立場は違うから、私はまた違う考えを持っているんですけども、私は整理をしていく必要があるなと思うんです。

1つは、特別会計に関わるところは、藤井本委員の場合は国保運営協議会の委員長なので、まとめる側やから意見をおっしゃることはもうまずないんです。当然、諮問機関として議会に提出する案を、やっぱり最後はこれでいいですかって了承を取っているんで、一応そういう性質ですよということで了解の下、今、藤井本委員がおっしゃったように、一応これでいいですかという確認はしているんですね。でも、私はそのとき必ず、いや、議会でも議論がありますので、この場のあれは尊重いたしますというふうに非常に難しいんですよ。

私が思うのは、やっぱり要は事前審査になっているなという気も僕はしています。つまりどの議員より早く会計の予算、決算を見ますから、そこで詳しい説明を聞くわけです。それで、意見も言えますので、だから、私は最小限にしているんですけども、それでもやっぱり中身に踏み込んで、私としての意見を言わざるを得ない。市民さんもおるから、何かここでも言わずに議会で言うというのも、それはそれでいいんですけど、それも不自然かなと思って、やんわりとは言うんですよ。でも、これは物すごく苦しい。だから、本当はこういうのは僕は外したほうがいいと思うんです。僕は思っています。水道も出なくていい。

ただ、困るのは、藤井本委員もおっしゃったように、ほかの市民さんとか代表も、議会に先んじて行政のほうの諮問機関でやっていることについて、我々が全く情報提供がないというのもおかしいから、そこで出た資料ぐらいは事前に議員さんに配るなり、諮問機関に傍聴というのは、諮問機関で傍聴というのがなじむのかなと。市長の諮問として意見を聞くために集めているわけやから、そこに議会が傍聴に行くのはどうかと思うけれども、資料は、国保運営協議会の資料なんかは非常に充実したのが出るんですよ。議会には出てきません。これは、えらいそこも具合悪いなと思うんですよ。だから、やっぱそういう資料提供、特会に関わるところは議員は出ないんだけど、そういう諮問機関で出た、それは対外的に出しているもんやから、議員にもしていただいたら、私は問題ないと思っています。水道も両方出ていますが、僕はすっきりするなと。ほかの方の公平性とか事前審査というふうなことの観点から見ても、それがいいかなと。

それから、2つ目は、特会とは関係ないけど、条例に関わるようなことも、できたらほかの議員さんにも資料提供しておけば、ただ、条例改正のいろんな審議会はめったにあること

じゃないので、特会とかやったら毎年毎回あるわけですが、予算、決算があるけれど、条例の改定の場合はそうでもないで、そこの主に運営に関わることについて議論、運営計画についての議論だと思うので、それはもう先ほどどなたかおっしゃったように、議員さんがそこで出て事前にそういう議会の意見を反映させるような仕組みをつくったらいと思うんですわ。

今、LINEWORKSがあるから、LINEWORKSぐらいで、今度こういう委員会がありますと、こういうテーマでやりますから、そこで意見反映させたかったら、議会議員の方の意見を言うてくださいと。できたら、それをそこへ出ている委員かな、議員さんが自分なりの意見もあるだろうし、ほかの議員の意見、なるほどと思えばそれを紹介してもらって、行政のほうに反映してもらおう。それはもう議会で議論しないですから、いろんな運営、例えばいきいきセンターの運営とか計画とかは議会に諮ることはないわけやから、そこは西井委員がおっしゃったように、やっぱり気を遣ってくれているところだと思うんですよ、行政のほう。

だから、そういうところはやっぱりちゃんと議会も出て、ただ、出ている議員の個人の意見じゃなくて、ほかの委員の意見を進めるように、今はLINEWORKSがあるので、もうメールで簡単にぱぱっとじゃこれを言うといてと、関心がある人は個人的にも言うてくださいというふうに頼めるのかなと。

それから、もうちょっとあるんですけど、ごめんなさい。計画を策定する。議決する計画ではないんですよ、ほとんど、総合計画以外は。だけど、地方自治法が変わって、本来は議決すべき計画というのが外れて、それは、要は議会が議決することの計画ということを決めたら、それをできるようになるという地方自治法になっているから、これは藤井本委員が一生懸命、友好都市の締結及び総合計画については議決案件にするということで議会で決めたから、今、総合計画は議決案件になっていますけど、そのときに議会事務局がたくさん資料を調べていただいた中に、例えば都市計画マスタープラン、これも議決しているところはあるし、介護保険計画、高齢者も、これも議決案件にしているところはあるし、だから、総合計画1本ですけど、うちは、だけど、これも5年とか長期の分は議決案件にして、そこは別に議員は入らなくてもいいと思うんですよ、議決案件にしたらね。ただ、議論の過程で、ほかの委員さんに配る資料は議会ももらっておくと。ほんで報告も受けると、できたらね。そうすれば、議会は議会として計画に意見を反映させるし、議決のために、行政のほうもやっぱり丁寧な情報提供をしてくれると思うので、これはちょっと話は別ですけど、計画で議決案件に議会が決めたらできるわけですから、議決案件にする計画については、ちょっとどこかで議論してほしいなと思うんです。

それから、これは最後ですけど、僕は市営住宅入居者の選定委員会になっているんですが、これは、要は公平にやられているかなということを議会で監視しているみたいな、議員さんの目でちゃんとやっていますよというふうなところやから、これはむしろ入っとくほうがいいようなものもあるので、ちょっと委員会の性格が僕はいろいろやと思うんです。だから、丁寧に区分けして、先ほどから出ているように、行政はやっぱり諮問機関の中で議会のほう

の意見も反映させて運営しようと思ってはるわけやから、そこは議員は出て、更にほかの議員も意見が言えるようにしておいてほしいなというふうに思います。そんなところです。

西川委員長 ありがとうございます。

川村委員。

川村委員 谷原委員もいろいろ整理しながら言うていただいて、私は基本的には諮問機関に行政のほう、先ほど気を遣ってというか、入っていくべきやと思います。というのは、情報は、それぞれ各議員が入ることですから、各議員しか一番先に情報収集できないんですけども、諮問するということは、やっぱり市民の意見を取り入れた形で行政が計画を立てたりするのですから、その中に学識経験者とかいろいろと、我々も議会だけで議論するのには非常にありがたい情報とかもあると思うんです。だから、そこについては、なかなかやっぱりこの計画を3年ごと、また5年ごとの計画を立てる間に、そういった形で、市民さんの意見も活発に出るときもあるんですが、どちらかといえば学識経験者の方が言っていたくようなケースが多いのかなと。それは、だから非常に有効であると思うんです。

もう一つ、ほとんど意見が出ないような、そういう審議会ですね。もう何か異議なし、異議なしですつつつと通るような、そんなんもあります。それは、議員はやっぱりその中に入ったときに、市民さんが意見を言うって難しいのか、それとも興味がないのかいろいろあると思うんですけども、全体的にこういったそれぞれの審議会の特色については、一応議員は把握しているわけですから、市民と一緒に考えているというような、種まきをするような部分もあってもいいと思うんです。全く興味がない、全然押さえにならないこと自体はよくないと思うんでね。だから、いろんな役目があるのかなと。

私は、介護なんかでも非常に専門的なものがいっぱい出てきますので、市民さんは実際自分たちが地域でお困りなことだけしか言われな。そういう市民の目線としての意見は収集できるんですけども、介護保険料がこれで妥当なのかどうか、そういうような話はなかなかやっぱり見にくい部分もあるので、教授が来ていただいて、いろいろな知見で、私はずっと介護に入っているものですから、非常に計画を立てるに当たっては、ある一定のパターンがあって、もう既にそこにいろんな調査の中で出たことが入っていると思います。それも議決案件じゃないんですけど、もちろんそこで議決はしないでし、大体このぐらいでいきますって。でも、これは議会の議決事項じゃないんですよ。そのときに、その素案とかいうのは1回の会議でできるわけじゃないので、何回かを通してそういった計画をつくっていく段階で、私は先ほど言われたように、議員がその素案を持ち帰り、議会のどこかに皆さんが見れるような形で、まだまだ諮問機関に議員の代表が出たときにちょっと意見が言えるような、そういう議員同士の話があってもよいなというふうに思います。だから、これからこういう諮問機関に議会としてどう臨もうというときに、今いろんな意見が出たときに、それぞれの特色があるので、議長をせなあかんところなんかは何も言えないし、それでこれでいいですかって言わなあかん立場で、議会でもたそれについて議決していかなあかん場面があると。本当にそれぞれが物すごく違うわけですよ。

でも、この中に入っておくべきか、入るべきか、入らないべきかというような話になって

くると、やはり市民さんがどういう意見を出しているのかということを知ることが非常に絶好のチャンスなんかなと思うので、やっぱり入るべきである。でも、今、言っている議決していいかなあかん話は、議会としてこれは議会の議決は要りますとかというて、もし行政の執行部が何もそれに言わなくても、議会がこれは議会で議決していく予算の中に入っていく話ですがねというような話もしていったらいいのかなって思います。

だから、ほんまにいろんなパターンがあるので、要するに議員は気働きをしっかりと諮問機関に入るわけですから、しっかりとその覚悟を持って入って行って、市民の意見とかを聞いて1つのものをまとめ上げていくというのは、立場上いろんな役目があるなというふうにするので、まだこれからもやっていくべきやと思います。

ただ、総合計画については、議決事項になっているし、先ほど言われたようにもっとほかの計画も議決事項になっていいと思うんですけど、その経緯についてはかなり、都市計画マスタープランなんかも議決事項じゃなくなったというところにある背景があると思うんですけども、そういったところは、これからは計画の議決事項にするか、しないかということについては、議論したらいいのじゃないかなと思います。

以上です。

西川委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 私は、歴史博物館と男女共同参画、そして先ほど谷原委員と同じ市営住宅のほうに入っているんですけども、全て別に議案で上がってくるようなことではないんですけども、私自身、そこに出席しておりまして、今、川村委員がおっしゃったように、なかなか意見が出ないときがほとんどなんですけれども、そういうときに、私個人の意見もたまに言わせてもらうときもあるし、また議会のほうで、例えば男女共同参画だったら、いろんな講演会とかがあって、議員の方々が出席された後の感想とかを個人的に聞かせてもらったことを、またそちらの協議会で反映させていただいたりしているので、そういった点では、私が出ている協議会に関しては別に全然問題ないのかなというふうに思っているんですけど、議決案件になっているほうの件に関しまして、藤井本委員がおっしゃったように、出席していて、きっちり線引きというか、議決する場ではないんですよということをきっちりと了承してもらっているというところは、そういった体制というか態度で臨まれるのはいいのかなというふうに思っています。

やっぱり議員として、そこに出席して、いろんな意見を聞かせていただいたりとか、その成り行きとかも見ていくというのはすごく大事だし、資料のほうも議会には提出されない資料をいただいたりすることなので、全員じゃなくても、出席している議員がしっかりとそこを把握しているというのはすごく大事ではないのかなと思っているので、全て出席するという方向で考えていってもいいのかなというふうに私は思っています。

西川委員長 奥本議長。

奥本議長 委員じゃないんですけども、まとめるというのも私が言うのもおかしいんですけど、これだけはちょっと個人的な立場で言わせてください。

まず、今、皆さんがおっしゃっているように、私が入っている、議長になってからいろいろ

ろありますけども、従来から入っているやつは給食運営委員会が主かなと思うんですけども、ここでは特別会計になっているんですけども、予算の話というのはあまり出てこない、ほとんど出てこないんです、まずは。何か言うたら、大体今現場の学校給食で起こっている問題であるとか、それは理事者側のほうからの説明があって、参加しているメンバーの大半がPTAの会長さんが来られているんです。ですから、学校現場で、保護者のこう考えているとか、こんなことがあったよという情報交換の場がほとんどなんですよ。

一度過去にこういうことがありました。私が、予算のところで、給食の要するに未納の話を質問したことがあって、覚えてはる方もいてる。あのお話を運営委員の方が聞いていらっしやったことがあって、運営委員会で、議会でこんな話が出ていますけど、どうなりましたかって逆質問されたことがあったんです。そこで、一応その場での委員会で、予算委員会だったことは説明しましたが、もっと詳しいこと知りたいということで、給食運営委員会のメンバーから教育委員会に対しての未納の状況とかを調べてほしいという資料が出ました。要望が出ました。何回かそれが出たやつで、最終出たやつは、これはやっぱり重要やなと思ったんで、厚生文教常任委員会で調査案件に上げて、皆さんにお示ししたことはあったと思う。そういう活用もできるんやなと、そのとき逆に私は勉強させられた気がするんです。それが一例として。

そしたら、今の話で、それぞれのこの委員会、今いっぱいありますけども、ここのまず法的な整理ってどうなっているかって私もよく分かってなかったんで、調べてみたんです。そしたら、諮問機関という名称というのは、どちらかとあんまり適切じゃないなと。地方自治法のほうには、附属機関となっているんです。附属機関として、その中の役割が諮問機関であるというのは明記されているんですよ。そしたら、その附属機関の役割と問題点というので、これもかなり昔からやっぱり議論されているところで、最近特に生駒市の例からそれ以降、全国で議会で審議されているみたいなんですけども、受け売りですけど、ちょっと読んでいきますね。

そもそも附属機関という何かという、これは地方自治法の第202条の3の第1項に書かれているんですけども、地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議または調査等を行う。ここで議決という、何か決めるとは書いていないんですよ。そういう話になっているところもあるみたいだけど、法的にはそこで決まったことが議会より優先するということはどこにも書かれていないような感じなんです、今見る限りでは。

その特徴としてこれは何かというたら、これは先ほど川村委員がおっしゃったように、そこに参加されるところ、これも委員会によって違うんですけども、やはり住民の意見とか高度に専門的な知識をメンバーに入れて、その意見を聞くというのが大きな役割かなと書いているんです。その附属機関は、執行機関から直接の監督を受けず、独立して意思決定するというふうには一応明記されているんです。ところが、ところがなんです。今おっしゃっている委員会の全部とは言いませんけど、やっぱり多くは、もう行政の提示してきた案に対しての追認機関になっているんで、そこが問題かなと、今現状、葛城市においては。それはやっ

ぱりそういう調査結果があつて、この附属機関の問題点というのが挙げられているんです。

これをちょっと言いますね。執行機関の判断を追認する御用機関である。これは今言ったことです。

2つ目として、執行機関の責任を転嫁するための隠れみのである。要は、そこのお墨つきをもらっていますよというようなふうに使われてしまう。

もう一つ、議会審議を先取りし、議会を形骸化させるものである。ここのところを多分懸念するところだと思うんです。それがやっぱり本来の二元代表制の議会の役割をうまく生かせないふうにつながるんじゃないかという懸念するところから、今の話は来ているのかなというところですよ。

そうやってきたときに、先ほどから話があるように、議決要件というのは、最終は議会でやりますということはもう言っているんであればそれはそれでいいけども、ただ、情報収集、その委員会が出る専門家とか住民代表の方の意見を直接聞ける場ってそこしかないんですよ。そういった意味では、委員会の役割は必要かもしれないと思います。

そしたら、全部の全部の委員会が必要なのかって考えていったときに、1つの目安として会議の回数というか頻度かなと思うんです。内容もそうですけど、まず、ゼロ回というか、全く開かれていないのがあるじゃないですか。こういうところというのは、言ってみれば必要性が非常に低いところである。あるいは、もう過去からそういう委員会はあるけども、形式上任命して続いているというところはあるんで、そういうところもう一番先に切っていく候補であるかなという気はします。

あと中身によっては、特に特別会計に要するところというのは、やはり重要な話は出てくるんですけども、議決に関わることを、あえて我々はそれはちょっと議論のほうに参加しにくいとか、しませんとかというところを前提で断っておけば、情報が取れることはできるという。ただ、その後なんです。先ほど杉本委員が言ってくれましたけども、各委員会であつた情報、膨大な資料があつて、議会にも出てこない資料がいっぱい配られるわけなんです。それをほかの議員さんが知る知り得る方法がないんですよ。以前、事務局にもその辺をどうしたらいいかなって相談させてもらったら、もう全協しかありませんよと。毎月毎月全協をやって、もう各委員の委員会の資料を全部精査するというか、見るだけでも結構大変だから、いい方法はないかなという話はしていました。

1つは、谷原委員がおっしゃったように、LINEWORKSで共有するというのもありかなって聞いていて思ったんですけど、ただ、全部の資料の全部は恐らく無理なんで、そこをどういうふうに取り捨選択していくか分からんという気はします。ですから、結論として、これはもう私個人のあれとして、今現状ある委員会で、内容的に残しておいたほうがいい、あるいはこれはもう参加しなくていいというのを精査した上で、削っていくほうがいいかなという気はします。

西川委員長 ありがとうございます。

一通り皆様のご意見を聞かせていただいた中で、各それぞれ皆様はご意見を持って、ここで、今、取りまとめをしようと思ったとなかなか難しいところなんですけども、僕も今、

入らせていただいているのが体力づくりセンター、水道の委員会もそうなんですけど、1回も動いたことのない農業者健康管理休養センター運営委員会というやつですね。ここに載っているやつでも、例えば新町スポーツゾーンの基本計画策定会議、これは条例化されているんですけど、もう一切こんな動いていないどころか、何回も僕も一般質問でも話をしていますけど、そういうのもあるんですね。

だから、今まで、もちろん今、議長がおっしゃっていただいた回数というところも目安にもなってくるとも思いますし、やっぱりこれ、むちゃくちゃ多いんです。葛城市はめちゃくちゃ多いです、附属機関、どこの市を見たとしても。市議会議員が入っているというのはほぼ入っています、ここのやつの中で。

今、他市の状況を見ますと、これもいろいろ試行錯誤されてはおると思うんですけど、例えば樫原市でしたら少なくされておるところで、議員はオブザーバーとして、情報を取る権利もあるよというところで、そこに行くこともあったりとか、あと奈良市なんかは今ほとんどそこの委員会の附属機関に、市議会は入っていないと思います。

いろいろと、やっぱり二元代表制というところの観点に重きを置くところになると、そういう流れはなっておるのは事実かなとは思いますが、やはりこれは新庄町のときから、當麻町のときからというので、結局、市議会の代表とか市議会議員とか文言も違うわけですが、招集する。だから、そのまま来ているのが事実、言うたら実情。これは、議会改革としても、一度やっぱり課題として、問題点として、先ほど動いていない部分であったりとか、これはやはり市議会が入らなくてもというか、言うているように議決事項も含めて、そういうのを精査していく必要がやっぱりあるんじゃないかなというところが、これは次の改選があるので、1年目で、例えば次へ入ったら4年ずっと一緒なんです、この委員会で。せやから、かなり重要なもんやと思っています、ここに入る意義というのは。市議会の議員として入る意義というのは非常に重要なもんやと思っているんですけど、ただ、そこにはやはり気をつけて取り組まなければならないし、私たちも柴田副委員長も1期目で、例えばこれ、何しますという話やったんです。

全くなかなか何の情報もない中、これです、これです、これですという話で決定をしていたわけなんですけど、何でこれはちょっと課題やな、問題やなって思ったのが、私がおる体力づくりセンターの運営協議会の中で、指定管理の話が出ました。その中で、やはりそこにおられるメンバーというのは、大体体協の会長であったりとか、そこのコナミを利用されている住民さんの方であったり、そういう関係の方がおられるわけです。そこで、指定管理として、コナミさんはそのときにプレゼンをされるわけです。プレゼンをする。こういう形、こういう形でプレゼンをされる。そしたら一旦、部屋から出てくださいね、コナミさん。で、どうしますか。運営、ここの体力づくりセンターでは推薦をしていきたいと思います。こういう形になるわけです。ただ、その後、議会に上がる。これは議決案件です、協定を結ぶ。そうなったときに、ぶっちゃけた話、ちょっと二転三転しました。そこにおける市民の皆さんは、議員さんがそこにいらっしゃるじゃないですかという形なんです。だから、これは議決事項やからという話ということも、もちろんそういうふうにしなアカんですけど、やっぱり

見られ方としたら、やはり議員がおるんやと。それは重大な責任やと思っています、そこにおるというのは。

こういうときに、私はやはりちょっと何か問題があるんじゃないかなというふうに思ったんで、皆さんにこういう形で、ほんでずっとこれは新庄町時代から、當麻町時代から併せたような形で来ておるので、どっかで、やはり次の改選もありますので、整理をさせてもらえたらなというところがあったので、こういうふうに今、皆さんに議論をさせていただいたというところになります。

ある一定、皆さんにいろいろ聞かせていただいたので、今日に全部まとめるのはなかなか難しいんで、ただ、今、継続審査になっている議案がございます、総務建設常任委員会のほうで。第5号の葛城市総合計画審議会条例の全部を改正する条例について、これは総合計画と総合戦略とという形を1つにするような形のものなんですけども、これについて、まずはここにも市議会、もうそのまま総合計画の前に倣ってそのまま市議会議員というふうな形で条例に上げておられたので、これについては議会改革のほうでも話をするので、一旦、継続審査にさせてほしいということで、今そういう状態になっております。最終日の前の予備日にもう一回、委員長にお願いをして開いていただくという形になるので、そこに関して一定の答えを出していただければなというところなんで、その辺についてちょっとご意見をいただければなというところでございます。

これについては議決案件になります、もちろん。総合計画が決まった段階ではね。決まった段階、ごめんなさい、ちょっと待ってください。

（「案です」の声あり）

西川委員長 ごめんなさい。決まった段階でって、訂正させてもらって、要は総合計画が案が出されると。議案のほうで出してくるという形ですね。そこで、議決になるか、ならないかというところで、議会で判断をしていくような状態になりますということです。

谷原委員。

谷原委員 総務建設常任委員会で、総合計画については決定するとなっていますから、議決案件になっているので、そこで議員が今回入っていくということが改めて条例で出てくるので、それで、今、継続審査になっているということなんですけど、取りあえず意見だけ言わせてもらいます。

この運びがどうなるかいうのはもうややこしいので置いておきますけど、私は、要はさっき言った附属機関であり、その中の諮問機関として、広く市長が案をつくるときに、これは総合計画以外もそうですけど、計画案をつくるときに、やっぱりいろんな意見を集めていいもんをつくらうと、これ当たり前だと思うんです。だから、有識者も入るし、市民の方も入っていただく、関係団体の人も入っていただく。より広く入っていただいて、いろんな意見を集めて、総合計画ですから、いいもんをつくらうと、これは当たり前ですよ。

そこへ、議員が行くと。じゃ、議員がどういう立場で意見を述べるのかということになってくると思うんです。それはその議員さん個人の意見になるし、最終的に総合計画が出てきたときはもう成案として、計画案としてばちっと出てきて、それは議会で説明して議決には

なるけれども、そこから反映させるというふうにはならないと思うんですね、議会でのいろんなことで。結局は議決だけですわ、一番大きいのはね。それを認めるか、認めないか。でも、それは大概認めざるを得ないようになると思います。それだけのことをしてつくっているのですね。

そうすると、計画段階の策定段階でどれだけ議会の意見とか我々の声、議員としてのあれが反映させられるかということが要ると思うんです。だから、今は入れるということになっているから、それを利用してやったらいいということもあるので、でも、出てくる議員さんだけでいくんだったら、やっぱり小まめに議員さんがほかの議員さんに報告するなり意見を聞いてもらって、議会としての意見を出してもらおうのでない限り、議員として出るというのはちょっと非常に不公平というか、そこでは。要は計画案を一番意見反映させられるところになるわけやから、だから、それはそういう仕組みをつくるんやったら、僕はそれでもいいと思います。

それでもいいと思うんだけど、そうでなければ、もう除いて、定期的に議会に調査案件として総合計画の策定のいろんなことを議会にも報告し、議会の意見を聞いてもらう。それは所管の委員会になってしまう。あるいは、別に特別委員会をつくるんだったらそれも可能かも分かりませんが、だから、いずれにしても、策定段階で議会の意見を反映させる、どういう形で反映させるかだと思うんです。

だから、別に議員が入る条例であって、それにするんだったら、それにふさわしい何かをつくらなあかんし、もう排除するんだったら排除するで、何らかの形で定期的に意見が、策定過程についてちゃんと報告を受けて意見聴取してもらう場所をつくってもらう。2つに1つで、どっちがいいとは僕は言えないと思うんですけども、それは皆さんのご意見だと思いますけども、私はそう思います。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 附属機関の役割として、先ほど議長も少しおっしゃいましたけれども、例えば今回のこのいわゆる委員会、議会に情報を上げる前に、上程する前にいろいろと附属機関である総合計画審議会のほうで、しっかりと内容説明して、もんでというふうな話になってくる話だろうと思うんですが、そもそもやっぱり附属機関の役割として、住民の声をしっかりと意思を十分反映させるとか、それから専門的な知見とか、第三者の目を取り入れるとかそもそもいろいろあると思いますが、実際問題として、役割としてはそうであるんだけど、先ほど議長も指摘されましたように、例えば追認機関になってしまっていたりとかという部分も、やっぱりそういうところもあるというのがまず1つあるなというのと、それから、先ほど委員長がおっしゃいましたように、結構葛城市がこういったものが多いというものの理由の1つに、旧町からのものが結構あったよという中で、今回、私たち総務建設常任委員会のほうに上がってきた中に、市議会議員というのは入っていたんだけど、それも前の条例を引き継いでいるだけなんですよ。なので、このタイミングで、ちょっともう一回、条例自身に対して我々が、議会のこれこそ役割ですので、やっぱり精査する必要があるかなというふうに思います。

条例を見た中で、新しく追加されている、つまり一般公募みたいなところがあったので、これについては非常に広いところから意見をいただくという姿勢が表れているので、それはオーケーなんですけれども、市議会については、言うたら前の条例を引き継いでいるだけの部分があるというのが1つあるのと、それから、よくここで議論されているのが、重要なこととして、参加することによって情報が取れるというふうなことが言われていますけれども、情報を取りに行くとか見に行くということであれば、言うたら委員にならなくてもオブザーバーとして参加するという手段もありますので、結果的に先ほど谷原委員がおっしゃったことと同じ意見になってくると思うんですけれども、私は、今回、総合計画審議会については、議員が参加するという必要もないのかなという、ここで言っちゃっていいのかな、いいんですかね、ここで。議員として参加する必要はない。もうあそこの条例からは割愛しておくのがすっきりとした形になるのではないかなというふうに考えます。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 総建の場で、皆さん、判断していただいたらええと思う。僕の考えだけ。僕は最初に言ったとおり、やるんやったらちゃんとやろうと思うんですよね。例えば皆さんの声を聞く場として、それはめっちゃいいと思うんですけれども、それを共有しましょうよというお話なんです、単純に。その次に出てくる総建の計画の話でも、やるんやったら、そういう計画が始まる前に、こういう計画が出てきて、皆さん、どう思いますかというのがあって、その委員会があって、結果があってというふうにして、理事者の意見も分かるんです。いや、見えてきたんは、途中で議会がぎゃあぎゃあ言うても変わりませんよ、だから、聞いておいてください。これも意味は通じるからね。どっちかやと思うんですよ。もうやるんやったら、ちゃんとその前に事前に勉強して、議会の意見をちゃんとまとめて、3人って言わはったかな、参加。あれ、僕も対象やと思うんです、厚文の委員長としてあったからね。それだったら、ちゃんと話しに行かなあかんって僕も思うわけですし、ただ、個人の意見もちろん言わせてもらうけど、議会の意見というののもちゃんと持っていかなあかん。それが反映できてんのか、できてないのんかを繰り返して、案が出てきて、皆さん、どうですかというふうにやんねやったらいいと思いますよ。

やらへんねやったら、もうおらんでもええのと違いますか。だって、別に個人の意見を言っていて、もめるだけちゃいますか。何か勝手にあんなん言っているけど、俺らはそんな思うてへんどか。どっちかやと思うんで、それは総建の場で、本会議でもありますが、皆さんが判断してもらったらいいいと思います。ただ、情報収集という意味では、そういう委員会というのは、委員会に行つてやるというのは、もちろん市民の皆さんの声、僕も行っているところで聞くけど、それをみんなで共有したほうがいいんじゃないのって思っております。けど、それは大変やという意見なんで、そのぐらいが課題なんかなと思っていますけどね。

以上です。

西川委員長 藤井本委員。

藤井本委員 総合計画そのものは、当初は、もともとはもう日本全国どこでも議会の議決が必要だっ

たわけですよ。それは平成23年か4年ぐらいたったかな、それがもう外れちゃったということで、総合計画、一番の葛城市の方向性を示すものの中で、議会の議決がなしにそんなあかんやんかということで、葛城市で提案をさせていただいて、議会の議決が必要やと。これは、先ほどからもあるので、それはひとつ正しかったと思うんです。

私の考えで、これはもう総建で審議されることですからおきますけども、私の考えは述べておきたいと思います。議会で議決はするけども、じゃ一番大きな葛城市の法律というんですか、行く道をつくるのに、議会というのは議決だけ違って、やっぱり政治家として提案もしていくという中で、それは何も排除されなくてもいいんじゃないかな。先ほどから出ているように、じゃ議会として行ってんねんから、やっぱり議会としての意見を述べたい。もちろん個人としての意見もあるかと思います。だから、行かれる場合は、やはり何らかの、こないだ総建を聞いていると、何か特別に話をしようという何かそんな話もあったように聞こえました、特別委員会か。それがええとかどうかはそれで決めてもらってええけども、ここはちょっと行く人の重要性というのは高まるかと思いますが、議会が行っていないところでつくったやつを、今度チェックだけすんねんと、その考え方じゃなくて、やはり提案もできる場、議員として、政治家として、葛城市民として提案をしていくということで、そこは私は私なりの考え方はそういう考えだと思っております。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。

松林委員。

松林委員 私はもう端的に今思ったことなんですけども、総合審議会に参加したことで、そこに議員が参加したことで、そもそもは議決案件のところ、そこで議員が参加して、そこに参加しておられる人がもう誤解を招かんかなと。議員が来ている、これはもう必ず議決されるもんやと勘違いというんか、思い違いをされることがあるんじゃないかなと思うんですよ。そこらのところはもうちょっと慎重になったほうがええかなとは思いますが、どうでしょうか。私はそう思います。

西川委員長 意見として、はい。

川村委員。

川村委員 私は、さっき藤井本委員が言った、やっぱりそこで完結できないというような状況は、最終的に議決、議会で議論をすると、もっと深掘りしていくというようなことで、総合計画には、議員は入るけれども、それで完結していないということを、やっぱりそこは総合計画の中で、議員としては言うべきやと思うし、また、理事者側もそれは言うべきやと思います。

だから、議会の議決が要るような審議会については、そこはきっちりとあくまでも諮問機関、附属機関やということを、そこにいらっしゃる委員さんにも自覚していただいて、もちろん議員も、そこでまだもう少し議論は要るなということもそうなんです、たくさん出てくると思うんです。そんなところで全部完結する、議会と違いますからね。

だから、私も議員は入るべきだというふうに思います。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 私もちっとそこは今迷うところなんですけど、先ほど西川委員長がおっしゃった問題意識というのは、これは、こちらは情報提供を取るために、議会に反映させるために出るという視点から見たらそのとおりでいいけれども、最終的に議会で議決することに対して、ほかの委員さんが議員が言うことについてどう見ているかという議論が出てくるわけですよ。その問題を解決しないと、例えば先ほどあった水道の委員会の問題もそうなんですけども、松林さんも水道委員会にいるからよう分かる。水道も議決やるということを皆さん、分かっているから、ほかの委員さんが、議員が発言することに対してやっぱりいろいろなことが出てくるであろうと。それは、西川委員長が最初に体力づくりスポーツセンターの件を例に出しておっしゃって、そこから問題意識があったと言うから、ここはやっぱりもうちょっと議論して解決せなあかんのかなと思うんです。

当然我々は情報を取りたいし、意見を反映されたいから出るのは当たり前、出たい、これもよう分かるんですわ。だけど、出た議員に対して、ほかの委員さんが最終的に議会で議決事項をするところに出ておられることをどう見ていて、それについての納得感というのかな、ちっとそこは僕はまだ解決されていないような気がしたので、ちっとそこを整理していただく。西川委員長自身がそういうことをおっしゃって、ぼんと持ってきてはったから、どう整理するかは僕もよう分からへんけれども、そこは整理しないと、結局これは今回認めたら、水道も出てもいいでしょうと。水道も出て、議決していいでしょう。国保もなっちゃうからね。議決案件は共通の問題があるので、そこをもうちょっと整理できたらと思うんです。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 藤井本委員は委員長やから、最初にとにかく仕切りで議決はありますよというふうに言うてるけど、これはええ案やと僕は思ったんですけど、それをやったら、とにかく全部やらなあかんと思うんですよ。たまたま藤井本委員は委員長で、議会のことは分かっているから、いや、ここで話し合いをしても議会でちゃんともう一回上がりますよというのを説明していただいて、皆さんも納得しているというのは、僕がやっている委員会では絶対ないですから、それは僕は言わなあかん立場なのかなというのを改めて思ったんですけども、行政側も委員長からも、いや、議員の皆さん、この計画の中身に関しても、議員の皆はおられるけども、まだそんなもん議決して上がるという説明は、統一してやってもらわんとあかんかなと思います。やったら、1つの打開策としては、水道でも、いや、何もしゃべっていないですけども、議案に賛成したわけじゃないですよという皆さんの理解が得られている状態であればいいかなと思うんですけども、ちっとそこがばらばらなんが今ちっとだいぶ気持ち悪いだけ藤井本委員長がたまたま委員長やから、そういった案で乗りきっているだけで、ほかは乗りきっていないからね。

西川委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私のことのやり方ということで言うてくれはったんで、付け加えて言うときたいのは、いきいきセンターのほうでも、あこは会長というんですけども、司会をしながらです。いつも、そのように言っています。その中で、先ほど申し上げた、あこは高齢者の施設ですから、寿連合会の方とかが来られるわけですけど、最後におっしゃいますよ。議会でこれを言うて

くださいやという雰囲気はやっぱりしとかなないと、誤解を招く可能性はあると思います。

ついでに言っときますけど、国保、私が言うたのと谷原さんと合わへんのは、谷原さんは意見を言わんなん立場にあるから、ここはちょっとニュアンスは違うんだけど、そこは議会がこうやという位置づけってほんまに言うとかと、来られている方もそのように思われるやろうし、ここはちょっと誤解があると、ほんまに違う方向へ進んでいくと思います。

以上です。

西川委員長 奥本議長。

奥本議長 総合計画の話から全体の話にまた戻っていつているような、まず切り分けて。

(「それを合わさんと」の声あり)

奥本議長 分かっているんやけど、ちょっとまず聞いてください。委員会の重みという表現が適当か分からんけど、総合計画はやっぱり市の最上位計画なんです。それぞれの意見を言わはんのも納得できます。資料をもらったらええやんかと言うけども、総合計画だけの話ね、今言ったのは。議会が議決だけのところを受け持つ。審議会で、これだけの委員さんがいらっしゃるんです。これはもうほかよりもボリュームは多いんですよ。言ってみれば、いろんな方面の代表がこれを決めました。決まったやつを、最終、議会に提案があって、これで承認もらえますかと、そこで、ぱんて、これは承認でけへんって言えるんかなという気はするんです。

だから、前提として、議員個人の意見を言うのはそれはもうもってのほかやけども、ある程度議会の中で、これの中でこういうふうに議会の代表として行って意見を述べてほしいというのさえあったら、あったらというか、それを前提として、やはり入っておくべきかなと、これに関しては、というふうに思っているんです。

そのほかのところは、吉村委員、会長が持つ、議員が持つというのは非常に立場的にやりづらいのはもう当然のことなので、逆に言うと会長を持たへんように条件するかというのも1つ方法やし、あるいは逆にもう皆さんがおっしゃるようにこれは外してしまうというのも、それはそれでありやと思うんです。

総合計画に関してだけは、これは別に考えたほうがいいかなという気はします。

西川委員長 今の意見があったんですけども、議長、委員じゃないんですけどね。今、議長からあったんですけども、恐らく今のこれは最上位計画やからこれは別に考えて、市議会議員は入っておくべきやという。でも、先ほど皆さんの議論の中では、やっぱりそれは1個統一したほうがいいんじゃないかなというところもあったんですけど、議決案件というところも含めて、だから、その辺でちょっと意見が分かれるのかなと思うんですけど、うん。

西井委員。

西井委員 私は先ほど申し上げましたけど、できるだけ議決に関わることについては、先ほども皆さんもおっしゃったように、もう一度国保と水道は議会推薦の中で、委員長が議会になるというふうなあれがあるんです。ただ、諮問機関、今期からやったんかな、当選した4年間ずっと、今までは役選ごとに替えてましてん。ほんで、4年間続けているということで、欠点が分かりやすかったと。それも事実ですね。その場では、私自身も最初、議員になった1期には歴史博物館運営委員会か、ほんでその後、国保もまた水道もいろいろさせてもうてんけ

ど、本来議決の中で、もともとは藤井本さんがおっしゃったような、国保かて何かもう一応承認したような形の会議のやり方やってん。私も委員長をさせてもうたときに、それはおかしいから、一応その場面ではその方向ですよというふうな雰囲気ぐらいの形で、水道も含めて、それは、川村委員がおっしゃったように住民の声もやっぱり聞けるチャンスもあるし、入ったらあかんよりも入ったかて、その辺の議決との整合性が入った議員が認識した中でやっていったほうがいいのと違うかなと。

長らく開いていない会議もあるけども、例えば當麻の福祉センターの横ちょの農業者休養センターか、もうあれは閉館して長らくになんねけど、ほんで、それが閉館したままやからということで、どっかに食堂やったところだけ指定管理で預けたんや。そのときぐらいで、そっから閉館したままで、補助金の返還も含めて、結局やかましゅう言われてんねけど、どの方向にするかというのは決まっていないから、会議が行われていない。しかしながら、それも方向性が出たときに会議が出てくるよって、いきなり会議をしていないところを外すというんじゃないくて、復活したときに、やはり情報を得る場面もあるというふうな理解で考えたら、一応諮問機関に入るけども、議決には関係ないよというふうな感じを議員自身が持つべきであろうと。そのような方向で進められるような会議はできるだけやめてくれという形になったほうが、諮問機関の中では、やはり学識経験者また一般市民のいろんな意見も耳に入るチャンスが、先ほど川村委員もおっしゃったように、それもやはり議員としては、情報としては頭に入れる必要があるからと私は思いますので、できることやったら、その経緯からいったら、たまたま今期から役選で一遍入ったものはそうなったから、余計その欠点が早く分かって、我々自身1年ごとに交換していたから、その辺の欠点がなかなか分かりにくかったということでございますので、ちょっとその辺、今回この話が出てきた結果で、皆さん方にええ意見を考えてもらったらどうかと思います。

西川委員長 そうですね。皆さんの意見をなかなか今まとめんのは難しいんですけども、もう一個、私は疑問、課題があると思っているのが、議員の使命として皆さんの意見を物すごい聞いて、せやなとかと思うんですけど、これは報酬なんです。これは諮問やから、要は報酬が支払われているわけです、行く会議によって。僕は、これについても、議会代表というふうな形でいくんでしたら、そこについては、これは支払わないことができるような形も取れるみたいなことも聞いていますけども、分かりません。そこまでまだ言及していない。一応話ではそういうふうな形は聞いていますけども、議員として行くという話になると、ここの報酬のことについては、今、皆さんは高尚な意見をずっと言うていただいているので、何かここは変えやんなあかんのかなというところもちろんございますしと、僕は思っておるところです。ちょっと違和感を感じたところがあるんで、その点に関しても。

その辺についても含めて、それはもちろん市長が、例えば大学の教授さんとか市民の方々から選ばれた方、これは報酬を支払うのは当たり前やと思います。だけど、市議会という議会代表と書かれている中で、ここの報酬のところも含めて、やはりここについてもいろいろ精査をして、中で残していく部分は残していく委員会が必要になるのかなというところもあります。

ちょっと話を戻しますけども、総合計画の審議会条例なんです。そこについて、今、議長にオブザーバーとして話をさせていただいたんですけど、そこは上位計画やから、やはりこれは市議会の代表として市議会の意見を持っていくべきやという話やったと思うんですけど、違うんですかね。そうですね。議長の今、提案なんですけど、その辺については、皆さんはどういうふうにお考えかなというのを聞きたいんですけど。

吉村委員。

吉村委員 議会というものは当然議決機関でありますけれども、当然追認機関でもないし、議決をするかしないかだけをやっているわけじゃなくて、当然そこでしっかりと話して、修正すべきというものがあれば出すことができるわけですよ。上程の前のところにいくのがいいのかどうか。つまり、そのところである程度反映されるのがいいのかどうかというのを、私としては何ともすっきりしない感じがするんです。

それで、今、私もずっと前からそう思っていたし、皆さんの話も聞きながら、委員としてというか、諮問機関あるいは附属機関にその場にいるという意味は、1つは、参加している議員さんそれぞれのいわゆるテーマであったりとか、問題意識であったりとか、それを更に向上させるという意味があるじゃないですか。

それと、もう一つは、いわゆる情報を取ってきて、議会のほうにまたこうというふうな意味もあると思うんです。それに対して、先ほど藤井本委員とか、それからあと川村委員もおっしゃっていましたが、委員として出たときに、お二人はそれについて意味も分かっているし、きちっとわきまえて、それで市民さんにも誤解のないようにというふうにされている。これはそのとおりやと思うんですけども、先ほど委員長もおっしゃったんでオブザーバーという言い方をしたんです。ただ、自分で言うときながら、あくまでもこれを設置しているのは行政側ですので、そういうことが本当にできるかどうかというのは確認もしなきゃ、こちらが勝手にオブザーバーで参加したい。いや、そんなん、委員か不参加かって言われたらそれまでの話かもしれないのでは思うんですが、ただ、そうやってきたときに、上程の前と後を切り分けるというか、その場にいる、いないの話じゃなくて、そこで意見が言える、言えないというところ、影響を与えられるか、与えられないかというのは大きいかなと思うんですよ。なので、私は、やっぱりここは切り分けておくべきじゃないかなというのが私の意見です。だから、やっぱり委員として参加するのは、今回変えたほうがいいのかないというふうに、現時点ではそのように考えるところです。

以上です。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、今、吉村委員が前と後という話でおっしゃった問題意識と共通するところがあんねけど、前段階で、計画を立てる段階で議会の意見を反映させようとするんだったら、それは入っているほうがいいと、情報も取れると。これはそのとおりやと思うんですが、ただ、先ほどからあるように、ほかの委員さんがどう見るかといったときに、我々は特別な特権を持って入っていつているわけですよ。だから、極端に言えば、よう考えたら、議会で意見をまとめて持っていくと、これは議会の意見ですなんて、その場で、策定段階で言えば、ほ

かの委員さんは黙らざるを得ない。だって、議会の意見やから。だから、そんなことに、逆に言うたらなるのかなと。あまり反映させるということを真剣にやり出したら。

だから、ほかの委員さんが、そうか、この人らは最終的に議決するのに議会としての発言で言い出したら、ほかの人の受け止めが、僕もさっきから気になっているんですが、だから、情報を取りに行くだけだったら、先ほど言ったようにオブザーバーという方法もあるし、それから議会は議会として特別委員会を設けて、これについては意見をしっかりと言わせてもらうし、議会は議会として別に反映させるような場を持ったほうが、総合計画の場合はいいのかなと。これは長期にわたって多分何回も開かれますから、その間に議会は議会として別に意見を取りまとめて、それを、議長が多分代表で行くから、議長がこれは議会としてはこうですと言うたら、もうそれはそこで話が終わってしまうような気もするんで、そこはちょっと気になる場所なんで、だから、特別委員会をもって反映さすというふうなことがいいのかなと、今の段階ではそう思います。

西川委員長 難しい、ほんまに難しいです。

杉本委員。

杉本委員 程々にして、総建で判断していただいたら、何か今ちょっともうイエス、ノーで、ちょっとそれはちゃうような気がしたんで、皆さん、程々の意見、ちょっとやめといて、もうだからそのときに選んでくださいという。ただ、谷原委員がおっしゃったのが、全部共通して言えることなんです。だから、そこを解決しやなあかんから、僕は言ってんですよね。

ほんで、今の話も、議会の意見ですってわざわざ言わんでも、ある程度まとめた意見をやっていただいて前向いていくのと、ぱっとええ案が出てきて、これでイエス、ノーと言われるのとは違うでしょと思うんですよね。でも、やるんやったらちゃんとやりましようと思うんですよ。やらんやったら、もう今までのルールで出てきたやつをイエスかノーとかでいいと思うんだけど、谷原さんが言っている問題って、僕も痛烈に思うんやけど、全部に係る問題やと思うんですよね。今の段階でも、議員がしゃべったら、議会の意見かって思っってはる人はいてと思うんですよ。だから、僕は黙っているみたいなのところもあるから、今の段階やと解決しやんと思えますけども、今後の課題やと思うんですけども、それは総建のときに皆さんの意見で、多分共通課題やと思えますわ。これは全部に言えることやと思う。

西川委員長 私の頭がちょっと今パンクしそうですので、暫時休憩をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。暫時休憩します。

休 憩 午後4時52分

再 開 午後5時11分

西川委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、休憩前にいろいろと皆さんにご意見をいただきました。次の総務建設委員会のほうで、上程を今されておりました第5号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正する案について、皆さんに議論をしていただきました。ここで決を採るとかそんなんじゃないので、今、皆さん方、大多数の人が意見を言うていただいておりますので、参考にさせていただいて、総務建設委員会で、また、議論、そして採決のほうをしていただければなということと

ころでございますので、よろしくお願いいたします。

ほかのいろいろの委員会、各種附属委員会、附属機関、各種委員会については、今この場所でいろいろと取りまとめるのはもう困難なことでございますので、これについても、資料も、本当に事務局の方が局長をはじめ苦勞してこれをまとめていただきました。ここで皆さんも見ていただいたら分かるように、選出枠とか定数とかと書いているところも、議会代表であったり、市議会の議員だったり、すぐくばらばらなところもございますし、これについて、また先ほどの議論もありましたように、これは必要であるか、ないかというところも含めて、ちょっと精査もしていかなんかなというところでございますので、これは今日1回話しさせてもらった中で決まっていくものではないというふうに思っております。

それですので、これについては、継続してもうちょっと精査も含めて、皆さんにまた議論をしていただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、この件に関しまして、今の形で閉じさせていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

西川委員長 異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

調査案件2、議会議員が委員となる各種委員会などについては以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。

委員外議員で発言の申出があれば許可をいたしますので。

増田議員。

（増田議員の発言あり）

西川委員長 それでは、皆さん、慎重審議のほうを、そして本当に多数のご意見、議論をいただきましたこと、ありがとうございます。本当に今日初めての、委員会の話については初めて議会改革のほうで取上げをさせていただいたんですけれども、市側の思惑というのと議員の議会での、言うたら皆さんの思いであるとかというのは、なかなか今日のテーブルの中では、僕もなかなか見つけにくいところがあります。

理事者のほうというよりも、私たちは、この中に議員がどうやって入っていくかというところは、議員の中でやっぱり精査してもんでいくべきなんかなと。それを、理事者のほうに、これは条例改正も伴いますので、理事者のほうに投げかけていくものであるのかなと思ってるところなので、これについては、今日課題として問題提起をさせていただいたところですので、皆さんのほうもいろいろと考えていただいて、次、また、議会改革のほうで議論をしていかなあかん内容になってくると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、市民懇談会については、先ほど大方皆様の中で議論していただいたとおりまとめていただいたので、これについては、詳細のほうを正副また事務局、議長とちょっともんで、皆さんにお示しさせていただいて、次回の議会改革につなげさせていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後5時23分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西川 善浩